



新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年3月

アイペット損害保険株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式994,500千円（見込額）の募集及び株式610,220千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式267,020千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年3月22日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書



アイペット損害保険株式会社

東京都港区六本木一丁目8番7号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 経営理念

ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、
潤いのある豊かな社会を創る。

2 事業の内容

当社は、平成16年よりペット保険事業を行っております。当社が提供しているペット保険には、ペットを家族の一員として飼育しているお客さまがもしもの時に安心して「うちの子」に治療を受けさせてあげたい、との想いが込められております。

当社では、様々なお客さまのニーズに対応できるよう、複数の商品を取り揃えております。ペット保険への認知が高まるにつれ、当社のペット保険に対する支持が次第に拡大し、平成30年2月末では保有契約が35万件を突破することができました。

お客さまと大切なペットが豊かで楽しい生活を送れることがペット共生社会の実現に貢献するものであると考え、今後もペット保険事業を展開し、損害保険会社としての社会的責任を果たしていくことを目指しております。

商品ラインアップ

当社ではお客さまのニーズに合わせ、犬・猫向けに通院から入院・手術まで幅広くカバーしたペット医療費用保険「うちの子」および「うちの子プラス」、手術と手術を含む連続した入院に補償を限定し、保険料を抑えたペット手術費用保険「うちの子ライト」の3つのタイプの商品をご用意しています。また、平成29年4月より、ペットショップ代理店でペットのお迎え時における限定商品として鳥・うさぎ・フェレット向けのペット医療費用保険「うちの子キュート」もご用意しています。

ペット保険 うちの子⁺

【新生児用新規契約に係る特別補償期間設定特約付
ペット医療費用保険】

最初の1か月は診療費を100%補償

ペットショップ代理店でペットのお迎え時限定で募集している犬・猫向けの商品です。体調が不安定になりやすい「お迎え後1か月間」は診療費を最大100%補償します。2か月目以降はお客さまにお選びいただいた補償割合（70%・50%）を限度に補償します。

窓口精算
対応商品
ペットショップ
代理店
限定商品

補償割合
1か月目 100%
2か月目～12か月目 70% 50%
補償概要
お迎え後1か月間100%補償

ペット保険 うちの子

【ペット医療費用保険】

通院から入院・手術まで幅広く補償

大切なペットの通院・入院・手術の費用を補償プランに応じて補償。犬や猫の病気・ケガをカバーする安心の保険です。対応動物病院の窓口で当社発行の保険証を提示すると、自己負担分のみのお支払いとなる「窓口精算」に対応しています。

窓口精算
対応商品

補償割合
70% 50%
補償概要
通院から入院・手術まで 幅広くカバー

ペット保険 うちの子^{Light}

【ペット手術費用保険】

高額になりがちな手術費用を補償

高額になりがちな犬や猫の手術費用に特化し、保険料を抑えた商品です。お手頃な保険料でありながら、手術と手術を含む連続した入院（10日間まで）の費用を最大90%補償します。

補償割合
90%
補償概要
手術と手術を含む 連続した入院を補償

ペット保険 うちの子^{Cute}

【ペット医療費用保険】

鳥・うさぎ・フェレット向けペット保険

ペットショップ代理店でペットのお迎え時限定で募集している鳥・うさぎ・フェレット向けの商品です。通院から入院・手術まで幅広く補償し、対応動物病院の窓口で当社発行の保険証を提示すると、自己負担分のみのお支払いとなる「窓口精算」に対応しています。

窓口精算
対応商品
ペットショップ
代理店
限定商品

補償割合
70% 50% 30%
補償概要
通院から入院・手術まで 幅広くカバー

▶ ペット賠償責任特約 (オプション)

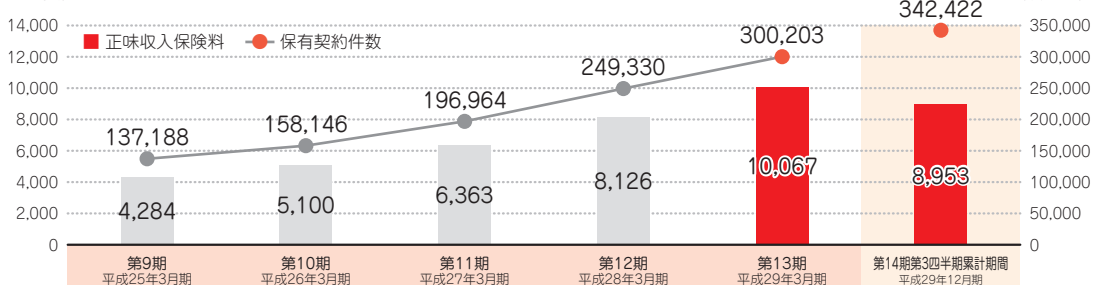
ペットが他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして、被保険者さまが法律上の賠償責任を負ったときに損害賠償金や訴訟費用・弁護士報酬等をお支払いする特約です。追加保険料をお支払いいただくことによって付帯することができます。

▶ 各種割引制度

「多頭割引」「無事故継続割引」「インターネット契約割引」がございます。

正味収入保険料・保有契約件数推移

(単位：百万円)



(注) 正味収入保険料には、消費税等は含まれておりません。

保険募集チャンネル

当社は、主に、ペットショップ代理店および一般代理店等からなる代理店チャンネルと、インターネット等を通じた募集を行うダイレクトチャンネルの2つに分類しております。お客さまニーズやシーンに合わせて当社の商品をご案内しております。

①代理店チャンネル

代理店は損害保険会社との間で締結した「損害保険代理店委託契約」に基づき、保険会社に代わって保険募集を行います。当社では、保険会社のために保険契約の媒介のみを行う媒介代理店を通じて保険募集を行っております。

当社は、主に、ペットショップ代理店、一般代理店等に販売を委託しております。

なお、当社の代理店数は、平成30年2月末現在、全国で875社であります。

(a) ペットショップ代理店

ペットショップは当社代理店チャンネルの中核代理店であり、平成30年2月末時点で688社と代理店契約を締結し、1,640店舗で当社商品を販売しております。

主に、ペットショップ専用商品として、生体購入時から補償が受けられる「うちの子プラス」「うちの子キュート」を販売しております。

(b) 一般代理店

訪問相談や来店型保険ショップ、保険比較サイト等と代理店契約を締結しており、平成30年2月末時点で187社、816店舗で当社商品を販売しております。

②ダイレクトチャンネル

代理店を経由せずお客さまが保険に加入する場合、当社コンタクトセンターから商品の説明を受ける、又は当社が提供する資料やウェブサイト等の内容を確認の上、契約の申込みと保険料の支払手続きを行うことで、完了となります。

また、当社が提供するウェブサイトでは、「ペット医療費用保険」、「ペット手術費用保険」の資料請求や保険料の見積りだけでなく、保険契約締結まで、すべて非対面による手続きが可能となっております。

保険金のお支払い

当社では、損害保険会社として重要な責務である保険金等の支払いを、お客さまが利用する動物病院によって以下の2通りの方法で行っております。

①アイペット対応動物病院で診療を受ける場合

当社と提携している「アイペット対応動物病院」で診療を受けた場合は、動物病院の窓口で当社が発行している保険証を提示することにより補償額が控除され、お客さまは補償額を除く負担分のみ支払うこととなります。

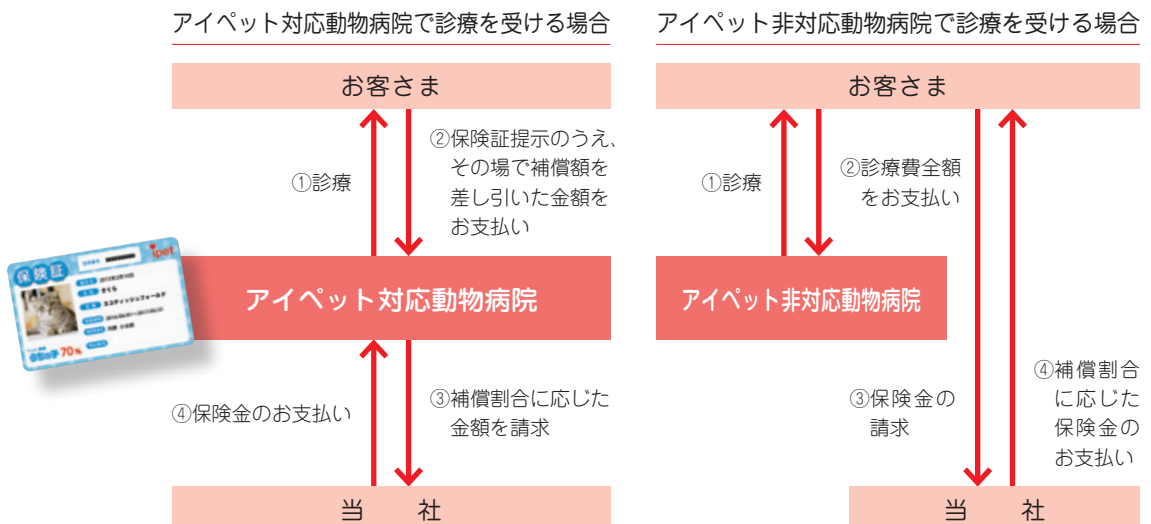
アイペット対応動物病院は、全国で4,400病院（平成30年2月末現在）あり、ご協力いただける動物病院ネットワークを構築しています。当社の保険金請求件数の多くが対応動物病院の窓口での精算によるものです。

なお、「うちの子ライト」および「うちの子プラス」の100%補償期間（第1保険期間）は窓口での精算ができませんので、お客さまより直接当社への保険金請求が必要になります。

②アイペット対応動物病院以外で診療を受ける場合

お客さまが動物病院にて一旦診療費の全額を支払い、その後、保険金請求書類を当社に郵送します。

当社が保険金請求書類を受領した後、30日以内にご指定の口座に補償割合に応じた保険金を支払います。



お客さま本位の業務運営方針

当社は、今後もより一層「お客さま主義」の取組みを強化・徹底するため、金融庁より「顧客本位の業務運営に関する原則」が公表されたことも踏まえ、「お客さま本位の業務運営方針」を策定いたしました。

1. 「お客さまの声」を経営に活かす取組み
2. 最良な商品・サービスの提供
3. わかりやすい情報の提供
4. 正確かつ迅速な保険金のお支払い
5. 利益相反の適切な管理
6. 運営浸透に向けた取組み

お客さまサポート

「お客さまの声」に対する当社の取組方針

当社は、お客さまから寄せられる様々な声を、前向きかつ積極的に受け止めるとともに、迅速かつ的確に行動し、お客さまサービスの向上を図ることが重要であると考えています。お客さまからのご意見・ご要望は、お客さまが要求するサービスのレベルと当社が提供するサービスのレベルの差が具体的に表面化したものであると認識しており、お客さまからの「相談」「苦情」を貴重な声として受け止めています。当社は「お客さまの声」を当社の施策や業務改善に反映させるとともに、より一層、お客さまにご満足いただけるサービスを提供できるよう、対策を講じてまいります。

コンタクトセンター

当社は、全国のお客さまに「安心」をお届けするため、ご意見やご要望、ご質問等様々なお声を承る窓口として「コンタクトセンター」を設け、お客さまの声を大切に、親切・丁寧な対応を行っています。「第18回企業電話対応コンテスト」(注)においてはペット保険会社では初となる「優秀賞」を受賞いたしました。

(注) 公益財団法人日本電信電話ユーザ協会が主催する、企業の電話対応の品質を評価する競技会です。



ご契約者さま専用マイページ

マイページは、当社が運営するご契約者さま専用ページです。マイページへご登録いただくと、パソコン、スマートフォンおよびタブレットより、ご契約内容の確認や変更、保険金請求に関する各種お手続き等をいつでもご利用いただくことができます。また、当社獣医師がマイページ上だけで公開している、病気や飼い始めのしつけに関する記事の閲覧も可能となっています。

▶ マイページの主な機能

- ご契約に関すること
 - ・ご契約内容の照会
 - ・連絡先情報の変更
 - ・ペット写真の変更
 - ・契約変更に必要な書類のお取寄せ
 - ・死亡失効書類のお取寄せ
- 保険金に関すること
 - ・保険金支払履歴の確認
 - ・保険金請求書のダウンロード
- その他
 - ・獣医師コンテンツの閲覧
 - ・クラブアイペットの利用
 - ・アイペット対応動物病院の検索



うちの子 HAPPY PROJECT

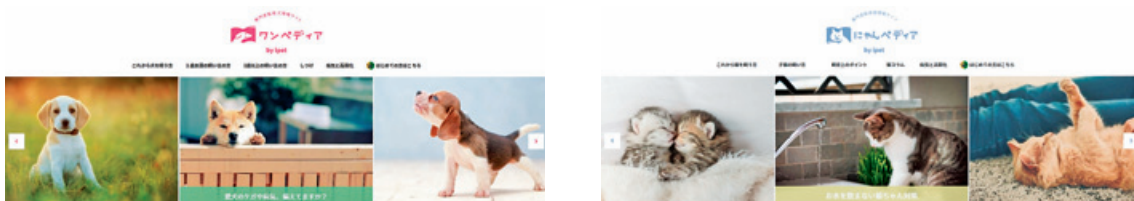
平成29年1月より、犬や猫の病気や事故を未然に防ぐための対策をご紹介しますプロジェクト「うちの子 HAPPY PROJECT」を開始しました。当プロジェクトでは、「今日から実践でき、すぐに役立つ犬猫の病気・事故対策」を当社の獣医師がご紹介しています。お客さまの「あの時知識があれば防げたのに・・・」といった後悔や、愛犬・愛猫の痛みをなくしたいという“想い”からプロジェクト設立に至りました。

ご紹介する病気・事故対策の第一弾として「骨折」に関する情報をご提供しています。当社の保険金請求データによると、骨折件数の約6割が1歳未満の子犬・子猫の時期に起こっています。骨折はペットの痛みが大きいだけでなく、完治までの治療期間や費用等お客さまにおいても大きな負担となります。また、愛犬・愛猫の骨折を経験したことのあるお客さま135人に何ったアンケート調査では、「対策をしていれば骨折は防げたと思う」と回答した方が81.5%にも上りました。そのため、「うちの子 HAPPY PROJECT」ではお客さまの大事な“うちの子”を守るための正しい知識をご紹介します。



ワンペディア・にゃんペディア

犬の飼い主さま向けの情報サイト「ワンペディア」と、猫の飼い主さま向けの情報サイト「にゃんペディア」では、獣医師やトレーナーなどの専門家から収集した正しい情報を、専門知識のない飼い主さまでも読みやすいようにご提供しています。



PEDGE (ペッジ)

PEDGEは「ペット業界の半歩先を伝える。」をコンセプトに、ペット業界の動向を伝える情報サイトです。ペット業界の動向やペットを取り巻く環境に興味・関心をお持ちの方に対して、下記コンテンツを提供しています。

- ・ ペット業界の各種データ
- ・ ペットを取り巻く社会課題



クラブアイペット 優待サービスサイト

従来の優待サービスサイト「クラブアイペット」を大幅にリニューアルしました。

クラブアイペットとは、当社と提携している全国の様々な施設やお店で、当社のペット保険の全てのご契約者さま・被保険者さまがご利用いただけるお得な優待サービスです。トリミングサロンやペットホテルの割引優待のほか、ドッグカフェ、しつけ教室、ペットグッズ等のペットとそのご家族に嬉しい情報・優待サービスを順次追加しています。また、リニューアルにより、スマートフォンからももっと見やすく、検索しやすくなりました。



殺処分ゼロに向けた、「ふるさと納税」を活用した活動支援

当社は、世界の難民や被災者の生命を守る緊急人道支援、復興・開発支援を行っている特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン(広島県神石郡神石高原町、代表理事：大西 健丞)の理念に賛同し、平成26年11月より活動を支援しています。

「ピースワンコ・ジャパン」プロジェクトでは、犬・猫の殺処分数が全国ワースト(平成23年度)を記録した広島県を拠点に、殺処分寸前の犬や迷い犬らの保護、譲渡に取り組んでいます。

当社では、「殺処分ゼロ」の実現に向けた環境を作り出すことを使命の一つと位置付け、ふるさと納税制度を活用した寄付活動により、当社ご契約者さまおよび役員から合計12,274,000円の寄付を行いました(平成29年3月31日現在)。集められた寄付金は、ピースウィンズ・ジャパンが新しく建設した犬舎の建設費用の一部等に使用されています。



▲ 平成28年5月に完成した新犬舎

小学生を対象とした、動物愛護啓蒙活動への支援

当社は、小学生に動物愛護についての教育を行っている特定非営利活動法人ワンコレクション(東京都渋谷区、代表理事：道躰 雄一郎)の活動を支援しています。この活動は、子供たちに命の大切さを学んでもらうとともに、子供たちがペットに対する正しい知識を得ることを目的としています。授業では、講師からの一方的な講義だけでなく、実際に犬と触れ合う経験を設ける等、「命の大切さ」や「犬との正しい接し方」を学び、将来動物に優しい大人になって欲しいという想いのもと授業を実施しています。



3 当社の会計の特徴

普通責任準備金及び異常危険準備金の積立基準

損害保険会社は、保険業法に基づき、事業年度毎に、普通責任準備金として未経過保険料残高と初年度収支残高の大きい方を負債計上し、当事業年度の残高と前事業年度の残高の差分を繰入額として当期に費用計上します。当社では、初年度収支残高が未経過保険料残高を上回って推移しており、現状、財務会計上は初年度収支残高によっていますが、社内管理用の指標として当社は未経過保険料方式による損益を重要視しております。

また、損害保険会社は、保険業法に基づき、異常危険準備金を責任準備金として負債計上する必要があります。異常危険準備金とは、異常災害による損害の填補に備えるため、事業年度毎に収入保険料の一定割合を積み立てる責任準備金の一種であり、大蔵省告示第232号第2条の別表で記載されている基準損害率を超える場合に、当該損害率を超過した支払保険金相当額について、異常危険準備金の前事業年度残高から取崩すこととされています。当社が扱うペット保険においては、取崩しの判断基準となる損害率は50%であるところ、当社の損害率はこの基準損害率を下回るため、収入保険料に3.2%を乗じた金額を事業年度毎に積み立てております。

(単位：百万円)

決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
未経過保険料方式による経常利益	626	616	△1,521	△336	345
異常危険準備金繰入額	138	163	204	260	322

(注) 1. 平成27年3月において、当社は、経常損失及び当期純損失を計上しております。従来、保険業法第113条繰延資産は、法令及び当社の定款の規定により算出した額を計上しておりましたが、当社の経営状況が安定し同条の規定を適用せずとも十分な資本水準を維持することが可能となったことから、財務内容の健全化を図るため、定款の変更を行うとともに、これを一括償却しております。

2. 平成28年3月において、未経過保険料の算定方法は、従来、純保険料を基礎とした1/24法(月央基準)によっておりましたが、顧客保護の観点から、より保守的に責任準備金を積み立てるため、平成28年3月期において営業保険料を基礎とした1/12法(月末基準)に変更しております。

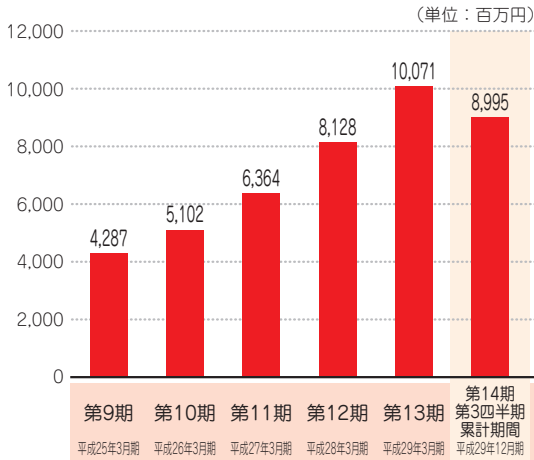
4 業績等の推移

提出会社の経営指標等

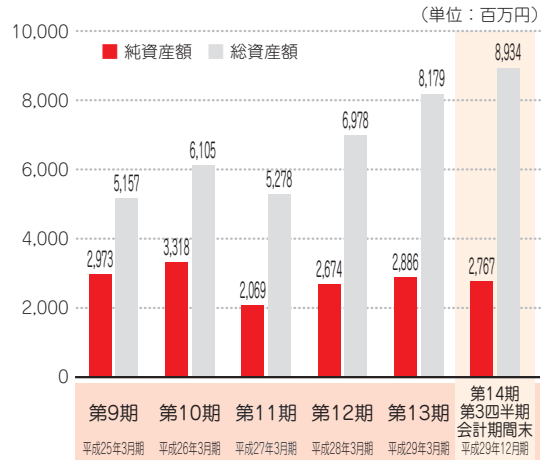
回次 決算年月		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期 第3四半期
		平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成29年12月
経常収益	(百万円)	4,287	5,102	6,364	8,128	10,071	8,995
正味収入保険料	(百万円)	4,284	5,100	6,363	8,126	10,067	8,953
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	391	443	△1,460	307	297	316
当期純利益又は当期(四半期)純損失(△)	(百万円)	305	344	△1,249	106	196	△104
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	—	—	—	—	—	—
正味損害率	(%)	34.3	34.1	34.6	36.7	38.8	39.5
正味事業費率	(%)	46.8	48.7	50.9	49.5	48.7	46.9
利息及び配当金収入	(百万円)	1	1	1	1	3	18
運用資産利回り (インカム利回り)	(%)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	—
資産運用利回り(実現利回り)	(%)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	—
資本金	(百万円)	3,064	3,064	3,064	3,314	3,314	3,315
発行済株式総数 (普通株式)	(株)	2,426,044 (1,176,044)	2,426,044 (1,176,044)	2,426,044 (1,176,044)	4,696,267 (4,696,267)	4,696,267 (4,696,267)	4,697,467 (4,697,467)
(A種株式)		(900,000)	(900,000)	(900,000)	(—)	(—)	(—)
(B種株式)		(350,000)	(350,000)	(350,000)	(—)	(—)	(—)
純資産額	(百万円)	2,973	3,318	2,069	2,674	2,886	2,767
総資産額	(百万円)	5,157	6,105	5,278	6,978	8,179	8,934
1株当たり純資産額	(円)	195.26	337.40	△177.44	569.40	614.62	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期(四半期)純損失金額(△)	(円)	125.94	142.13	△514.84	43.60	41.86	△22.30
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	57.7	54.4	39.2	38.3	35.3	31.0
自己資本利益率	(%)	10.8	11.0	△46.4	4.5	7.1	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	—	—	—	1,193	1,014	797
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	—	—	—	△65	△717	△1,463
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	—	—	—	498	△1	△2
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高	(百万円)	—	—	—	3,218	3,513	2,845
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	136	148	198	235	307 (38)	— (—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
3. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
4. 運用資産利回り(インカム利回り) = 利息及び配当金収入 ÷ 平均運用額
5. 資産運用利回り(実現利回り) = 資産運用損益 ÷ 平均運用額
6. 経常収益及び正味収入保険料には、消費税等は含まれておりません。
7. 第9～11期の1株当たりの純資産額については、期末純資産額から残余財産の分配について普通株式に優先する種類株式の払込金額を控除した金額を普通株式及び普通株式と同等の株式(普通株式等)の期末発行済株式数で除して計算しております。なお、種類株式は普通株式と同等と判断し、普通株式等の期末発行済株式数は普通株式と種類株式の合計により算出しております。
8. 第11期において、当社は、経常損失及び当期純損失を計上しております。従来、保険業法第113条繰延資産は、法令及び当社の定款の規定により算出した額を計上しておりましたが、当社の経営状況が安定し同条の規定を適用せずとも十分な資本水準を維持することが可能となったことから、財務内容の健全化を図るため、定款の変更を行うとともに、これを一括償却しております。この結果、従来の方によった場合と比較して、経常損失は2,065百万円、当期純損失は1,602百万円、それぞれ増加しております。
9. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
10. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第9期、第10期、第12期及び第13期においては、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第11期においては、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
11. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
12. 従業員数は、就業人数であります。
13. 第13期の従業員数については、臨時雇用者(アルバイト、パートタイマー、派遣社員)の総数が従業員数の100分の10以上となったため、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
14. 第14期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純損失金額については、第14期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第14期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
15. 第12期、第13期、第14期第3四半期の財務諸表及び四半期財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)及び「保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)の規定に基づき作成しており、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査及び四半期レビューを受けております。なお、第9期から第11期の数値については、「会社計算規則(平成18年財務省令第13号)の規定に基づき算定した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

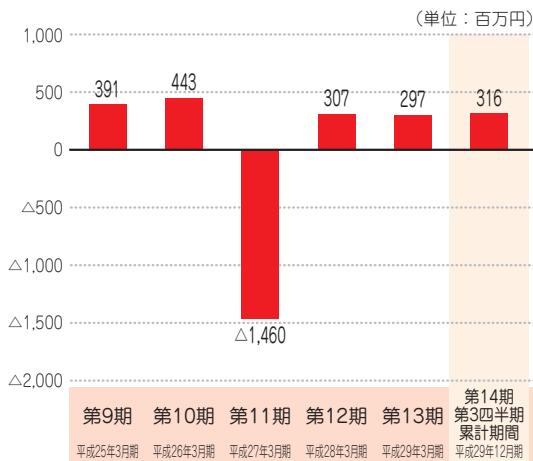
● 経常収益



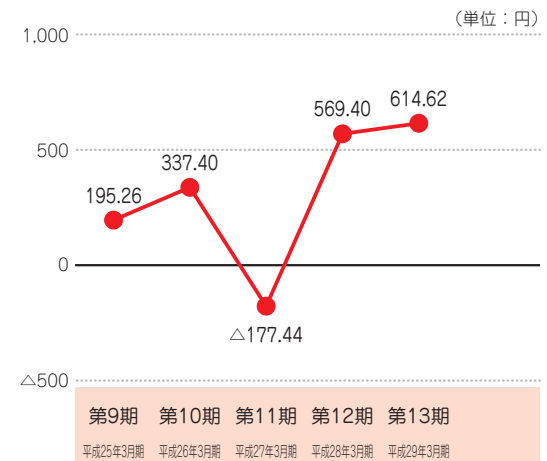
● 純資産額／総資産額



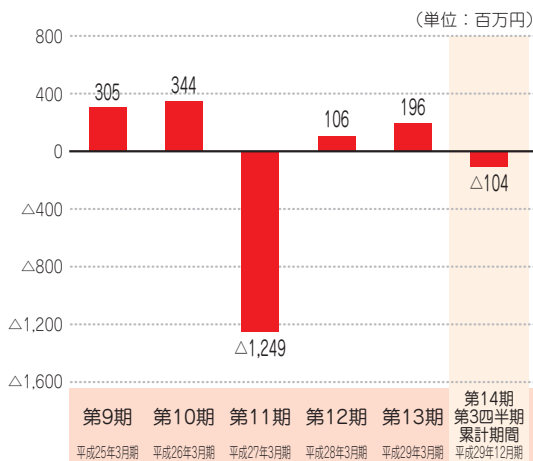
● 経常利益又は経常損失(△)



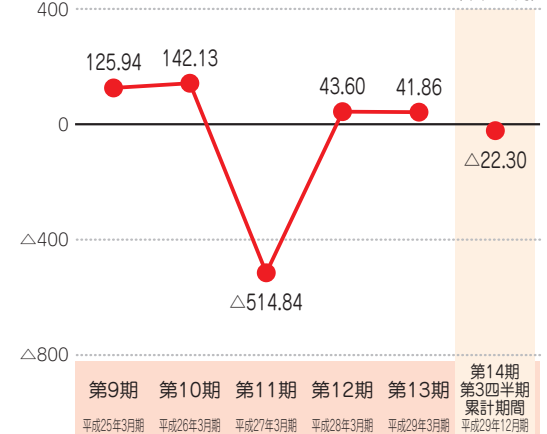
● 1株当たり純資産額



● 当期純利益又は当期(四半期)純損失(△)



● 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期(四半期)純損失金額(△)



- (注) 1. 第9～11期の1株当たりの純資産額については、期末純資産額から残余財産の分配について普通株式に優先する種類株式の払込金額を控除した金額を普通株式及び普通株式と同等の株式(普通株式等)の期末発行済株式数で除して計算しております。なお、種類株式は普通株式と同等と判断し、普通株式等の期末発行済株式数は普通株式と種類株式の合計により算出しております。
2. 第11期において、当社は、経常損失及び当期純損失を計上しております。従来、保険業法第113条繰延資産は、法令及び当社の定款の規定により算出した額を計上しておりましたが、当社の経営状況が安定し同条の規定を適用せずとも十分な資本水準を維持することが可能となったことから、財務内容の健全化を図るため、定款の変更を行うとともに、これを一括償却しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	18
第2 事業の状況	19
1. 業績等の概要	19
2. 生産、受注及び販売の状況	25
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	26
4. 事業等のリスク	29
5. 経営上の重要な契約等	33
6. 研究開発活動	34
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	35
第3 設備の状況	40
1. 設備投資等の概要	40
2. 主要な設備の状況	40
3. 設備の新設、除却等の計画	41
第4 提出会社の状況	42
1. 株式等の状況	42
2. 自己株式の取得等の状況	60
3. 配当政策	60
4. 株価の推移	60
5. 役員の状況	61
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	64

第5	経理の状況	71
1.	財務諸表等	72
(1)	財務諸表	72
(2)	主な資産及び負債の内容	120
(3)	その他	122
第6	提出会社の株式事務の概要	123
第7	提出会社の参考情報	124
1.	提出会社の親会社等の情報	124
2.	その他の参考情報	124
第四部	株式公開情報	125
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	125
第2	第三者割当等の概況	129
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	129
2.	取得者の概況	131
3.	取得者の株式等の移動状況	134
第3	株主の状況	135
	[監査報告書]	138

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月22日
【会社名】	アイペット損害保険株式会社
【英訳名】	ipet Insurance CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 山村 鉄平
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目8番7号
【電話番号】	03-5574-8615
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 財務経理部長 工藤 雄太
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目8番7号
【電話番号】	03-5574-8615
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 財務経理部長 工藤 雄太
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 994,500,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 610,220,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 267,020,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	450,000（注）3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1 平成30年3月22日開催の取締役会決議によっております。

2 当社は、平成30年3月22日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 発行数については、平成30年4月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成30年3月22日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成30年4月17日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成30年4月6日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	450,000	994,500,000	585,000,000
計（総発行株式）	450,000	994,500,000	585,000,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,600円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,600円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,170,000,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年4月18日(水) 至 平成30年4月23日(月)	未定 (注) 4	平成30年4月24日(火)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成30年4月6日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年4月17日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 平成30年4月6日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成30年4月17日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 平成30年3月22日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成30年4月17日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、平成30年4月25日（水）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7 申込みに先立ち、平成30年4月10日から平成30年4月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	<ol style="list-style-type: none"> 買取引受けによります。 引受人は新株式払込金として、平成30年4月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
S B I 証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	—	450,000	—

- (注) 1 引受株式数は、平成30年4月6日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
- 2 上記引受人と発行価格決定日(平成30年4月17日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
- 3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,170,000,000	11,000,000	1,159,000,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,600円)を基礎として算出した見込額であります。平成30年4月6日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額1,159,000千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限266,085千円については、基幹システム開発にかかる設備投資及び開発費用として平成29年10月から平成31年11月までに535,000千円を、業務支援システム開発にかかる設備投資費用として平成30年4月から平成32年3月までに440,000千円、商品対応システムにかかる設備投資費用として平成31年11月から平成32年3月までに70,000千円、業務支援システム開発にかかる設備投資費用として平成30年4月から平成32年3月までに440,000千円、商品対応システムにかかる設備投資費用として平成31年11月から平成32年3月までに70,000千円、また、

事業拡大及び人員増加に伴う札幌支店の移転にかかる建物等の投資として平成30年10月から平成30年12月までに8,000千円、本社増床にかかる敷金及び内装等の設備資金として平成30年11月から平成31年1月までに154,000千円、青森事業所の移転にかかる敷金及び内装等の設備資金として平成31年10月から平成31年12月までに198,000千円を充当する予定であります。

残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出又は投資に充当する方針ですが、当該内容等については現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し、支出時期が決定するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年4月17日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	234,700	610,220,000	東京都千代田区神田駿河台二丁目5番1号 みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社 234,700株
計(総売出株式)	—	234,700	610,220,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,600円）で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証 拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 4月18日(水) 至 平成30年 4月23日(月)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年4月17日）に決定いたします。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成30年4月17日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（平成30年4月25日（水））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	102,700	267,020,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	102,700	267,020,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成30年4月25日から平成30年5月23日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,600円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 4月18日(水) 至 平成30年 4月23日(月)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成30年4月17日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成30年4月25日（水））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、平成30年4月25日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成30年3月22日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 102,700株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成30年5月28日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成30年5月23日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるみずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社、大株主であり貸株人である株式会社ドリームインキュベータ、並びに当社の株主である、YCP Holdings Limited、株式会社フォーカス、双日株式会社、株式会社ソウ・ツー、アイペット損害保険従業員持株会、秋元康、山村鉄平、田中聡、工藤雄太、秋元伸介、株式会社Y&N Brothers、萩野研介、有岡正裕、河村陽介、中川裕之、山森康平、安田正、東谷徹、近藤哲平、久保浩規、平田倫広、湯川敬介、朝井秀尚、安部みゆき、谷地又健一、江頭伸哉、前田兄太、殿川一徳、河西正人、横山亜弓、佐々木亜沙美、首藤真樹、千葉和代及び入江穂は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（平成30年7月23日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び当社普通株式の売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

当社の新株予約権を保有する山村鉄平、田中聡、工藤雄太、青山正明及び有岡正裕は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等（ただし、新株予約権行使により取得した当社普通株式の売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエーション、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間であっても、その裁量で当該合意の内容を全部もしくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち6,500株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
経常収益 (百万円)	4,287	5,102	6,364	8,128	10,071
正味収入保険料 (百万円)	4,284	5,100	6,363	8,126	10,067
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	391	443	△1,460	307	297
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	305	344	△1,249	106	196
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
正味損害率 (%)	34.3	34.1	34.6	36.7	38.8
正味事業費率 (%)	46.8	48.7	50.9	49.5	48.7
利息及び配当金収入 (百万円)	1	1	1	1	3
運用資産利回り (インカム利回り) (%)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
資産運用利回り (実現利回り) (%)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
資本金 (百万円)	3,064	3,064	3,064	3,314	3,314
発行済株式総数 (普通株式) (株)	2,426,044 (1,176,044)	2,426,044 (1,176,044)	2,426,044 (1,176,044)	4,696,267 (4,696,267)	4,696,267 (4,696,267)
(A種株式)	(900,000)	(900,000)	(900,000)	(—)	(—)
(B種株式)	(350,000)	(350,000)	(350,000)	(—)	(—)
純資産額 (百万円)	2,973	3,318	2,069	2,674	2,886
総資産額 (百万円)	5,157	6,105	5,278	6,978	8,179
1株当たり純資産額 (円)	195.26	337.40	△177.44	569.40	614.62
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	125.94	142.13	△514.84	43.60	41.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	57.7	54.4	39.2	38.3	35.3
自己資本利益率 (%)	10.8	11.0	△46.4	4.5	7.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	1,193	1,014
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	△65	△717
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	498	△1
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	—	—	—	3,218	3,513
従業員数 (人)	136	148	198	235	307
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(—)	(38)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
3. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
4. 運用資産利回り (インカム利回り) = 利息及び配当金収入 ÷ 平均運用額
5. 資産運用利回り (実現利回り) = 資産運用損益 ÷ 平均運用額
6. 経常収益及び正味収入保険料には、消費税等は含まれておりません。
7. 第9～11期の1株当たりの純資産額については、期末純資産額から残余財産の分配について普通株式に優先する種類株式の払込金額を控除した金額を普通株式及び普通株式と同等の株式 (普通株式等) の期末発行済株式数で除して計算しております。なお、種類株式は普通株式と同等と判断し、普通株式等の期末発行済株式数は普通株式と種類株式の合計により算出しております。
8. 第11期において、当社は、経常損失及び当期純損失を計上しております。従来、保険業法第113条繰延資産は、法令及び当社の定款の規定により算出した額を計上しておりましたが、当社の経営状況が安定し同条の規定を適用せずとも十分な資本水準を維持することが可能となったことから、財務内容の健全化を図るため、定款の変更を行うとともに、これを一括償却しております。
この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常損失は2,065百万円、当期純損失は1,602百万円、それぞれ増加しております。
9. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
10. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第9期、第10期、第12期及び第13期においては、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第11期においては、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
11. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
12. 従業員数は、就業人員数であります。
13. 第13期の従業員数については、臨時雇用者 (アルバイト、パートタイマー、派遣社員) の総数が従業員数の100分の10以上となったため、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。
14. 第12期、第13期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和38年大蔵省令第59号) 及び「保険業法施行規則」 (平成8年大蔵省令第5号) の規定に基づき作成しており、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第9期から第11期の数値については、「会社計算規則」 (平成18年法務省令第13号) の規定に基づき算定した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社は、平成16年5月に母体となる会社を設立、同年9月より共済事業としてペット共済の募集を行ってまいりました。

その後、平成18年4月の改正保険業法の施行に伴い、平成20年3月には少額短期保険業者となり、株式会社アイペットとして同年4月からペットの医療保険「うちの子」及び「うちの子プラス」、平成22年2月にはペットの手術保険「うちの子ライト」の販売を開始しました。

さらに、平成24年3月に損害保険業免許を取得、アイペット損害保険株式会社に社名変更し、現在に至っております。

年月	概要
平成16年5月	東京都中央区銀座に株式会社スロー・グループを設立
平成16年9月	アイペットクラブ健康促進共済事業(任意組合)設立、共済事業を開始
平成18年6月	特定保険業者として関東財務局へ届出
平成20年2月	株式会社アイペットへ社名を変更
平成20年3月	少額短期保険業者として登録
平成20年4月	ペットの医療費用保険「うちの子」、「うちの子プラス」の販売を開始
平成20年12月	東京都千代田区霞が関に本社移転
平成22年2月	ペットの手術費用保険「うちの子ライト」の販売を開始
平成23年2月	株式会社ドリームインキュベータが株式譲渡により当社株式を取得 株式会社ドリームインキュベータの子会社化
平成23年12月	保有契約件数10万件突破
平成24年3月	金融庁より損害保険業免許を取得 アイペット損害保険株式会社へ社名変更
平成24年5月	東京都港区六本木に本社移転
平成26年5月	設立10周年
平成27年4月	保有契約件数20万件突破
平成29年3月	保有契約件数30万件突破
平成29年4月	鳥・うさぎ・フェレットのペット医療費用保険「うちの子キュート」の販売を開始

3 【事業の内容】

当社は、「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」という経営理念のもと、平成16年よりペット保険事業を行っております。当社が提供しているペット保険には、ペットを家族の一員として飼育している顧客がもしもの時に不安なく、安心して「うちの子」に治療を受けさせることができるようにとの思いが込められております。

当社では、様々な顧客のニーズに対応できるよう、複数の商品を取り揃えております。ペット保険への認知が高まるにつれ、当社のペット保険に対する支持が次第に拡大し、平成30年2月末では保有契約が35万件を突破することができました。

顧客と大切なペットが豊かで楽しい生活を送れることがペット共生社会の実現に貢献するものであると考え、今後もペット保険事業を展開し、損害保険会社としての社会的責任を果たしていくことを目指しております。

なお、当社は損害保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 商品について

当社では顧客のニーズに合わせ、ペットの通院から入院・手術まで幅広くカバーした犬・猫向けのペット医療費用保険「うちの子」及び「うちの子プラス」、手術と手術を含む連続した入院に補償を限定し、保険料を抑えたペット手術費用保険「うちの子ライト」の3つのタイプの商品を販売しております。また、平成29年4月より鳥・うさぎ・フェレット向けのペット医療費用保険「うちの子キュート」を新たに販売開始しております。

対象動物	商品名	販売チャネル	商品内容
犬・猫	うちの子プラス	ペットショップ代理店	ペットショップ代理店専用商品で、ペットの体調が不安定になりやすい“ペット購入後1か月間”は診療費を100%補償。2か月目以降は顧客が選択した補償プラン（70%・50%）に応じて補償します。
	うちの子	全チャネル	ペットの通院・入院・手術の費用を補償プラン（70%・50%）に応じて補償。犬や猫の病気・ケガをカバーする医療保険です。
	うちの子ライト	全チャネル	高額になりがちな手術費用の補償に特化し、保険料を抑えた商品です。手術と手術を含む連続した入院の費用を最大90%補償します。
鳥 うさぎ フェレット	うちの子キュート	ペットショップ代理店	ペットショップ代理店専用商品であり、鳥・うさぎ・フェレットの通院・入院・手術の費用をペット購入の当日から補償します。
特約			
ペット賠償責任特約			ペットが他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして、法律上の賠償責任を負ったときに損害賠償金や訴訟費用・弁護士報酬など（※）1事故500万円の範囲内で補償する商品となります。 （※）当社の書面による同意を得て支出した場合に限ります。

(2) 販売チャネル（経路）について

当社は、主に、ペットショップ代理店および一般代理店等からなる代理店チャネルと、インターネット等を通じた募集を行うダイレクトチャネルの2つに分類しております。顧客ニーズやシーンに合わせて当社の商品をご案内しております。

①代理店チャネル

代理店は損害保険会社との間で締結した「損害保険代理店委託契約」に基づき、保険会社に代わって保険募集を行います。当社では、保険会社のために保険契約の媒介のみを行う媒介代理店を通じて保険募集を行っております。

当社は、主に、ペットショップ代理店、一般代理店等に販売を委託しております。

なお、当社の代理店数は、平成30年2月末現在、全国で875社であります。

(a) ペットショップ代理店

ペットショップは当社代理店チャンネルの中核代理店であり、平成30年2月末時点で688社と代理店契約を締結し、1,640店舗で当社商品を販売しております。

主に、ペットショップ専用商品として、生体購入時から補償が受けられる「うちの子プラス」「うちの子キューート」を販売しております。

(b) 一般代理店

訪問相談や来店型保険ショップ、保険比較サイト等と代理店契約を締結しており、平成30年2月末時点で187社、816店舗で当社商品を販売しております。

②ダイレクトチャンネル

代理店を経由せず顧客が保険に加入する場合、当社コンタクトセンターから商品の説明を受ける、又は当社が提供する資料やウェブサイト等の内容を確認の上、契約の申込みと保険料の支払手続きを行うことで、完了となります。

また、当社が提供するウェブサイトでは、資料請求や保険料の見積りだけでなく、保険契約締結まで、すべて非対面による手続きが可能となっております。

平成29年4月から平成30年2月までの新規契約のうち、約4割がインターネット経由での申込となっております。

(3) 保険金の支払について

当社では、損害保険会社として重要な責務である保険金等の支払いを、顧客が利用する動物病院によって以下の2通りの方法で行っております。

①アイペット対応動物病院で診療を受ける場合

当社と提携している「アイペット対応動物病院」で診療を受けた場合は、動物病院の窓口で当社が発行している保険証を提示することにより補償額が控除され、顧客は補償額を除く負担分のみ支払うこととなります。

アイペット対応動物病院は、全国で4,400病院（平成30年2月末現在）あり、ご協力いただける動物病院ネットワークを構築しています。当社の保険金請求件数の約8割が対応動物病院の窓口での精算によるものです。

なお、「うちの子ライト」および「うちの子プラス」の100%補償期間（第1保険期間）は窓口での精算ができませんので、顧客より直接当社への保険金請求が必要になります。

②アイペット対応動物病院以外で診療を受ける場合

契約者は動物病院にて一旦診療費の全額を支払い、その後、保険金請求書類を当社に郵送します。当社が保険金請求書類を受領した後、原則30日以内に補償割合に応じた保険金を支払います。日本国内の動物病院での診療費が対象となります。

(4) その他サービス等

①クラブアイペット

クラブアイペットとは、当社と提携している全国の様々な施設やお店で、当社のペット保険の契約者が利用できる優待サービスです。トリミングサロンやペットホテルの割引優待のほか、ドッグカフェ、しつけ教室、ペット雑誌、ペットグッズ等の優待・情報サービスを順次追加しております。

②自社メディア

平成27年10月より3つの自社メディアの運営を開始しております。

(a) ワンペディア・にゃんペディア

「ワンペディア」・「にゃんペディア」とは、「獣医師をはじめとするペットの専門家の方々から情報をいただき、ペットに関する知識を広く提供する」ために作られた犬・猫辞典です。ペットとの日々の生活の中で生じる様々な問題を解決するための情報をお伝えします。

(b) PEDGE（ペッジ）

「PEDGE（ペッジ）」は、「ペット業界の半歩先を伝える。」をコンセプトに、先進的な取り組みや社会的意義のある取り組みをされている個人・企業・団体を紹介するインタビューサイトです。ペット業界の従事者、又は同業界に興味・関心がありペット業界のトレンドをいち早く得たいと考えているユーザーの役に立つメディアとなることを目指しております。

(5) C S V活動

当社はペット保険会社として、顧客の声へ真摯に対応し事業に反映するとともに、当社を取り巻く社会問題の解決や環境の改善に貢献することを通じて、経営理念であるペットとの共生環境の向上を目指しております。

また、「C S V基本方針」を定め、上記の活動が当社の利益だけではなく、ステークホルダーとの共有価値の創造に繋がるものと考え、実践しております。

当社のC S V活動の主な支援先は以下の2つです。

①特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン

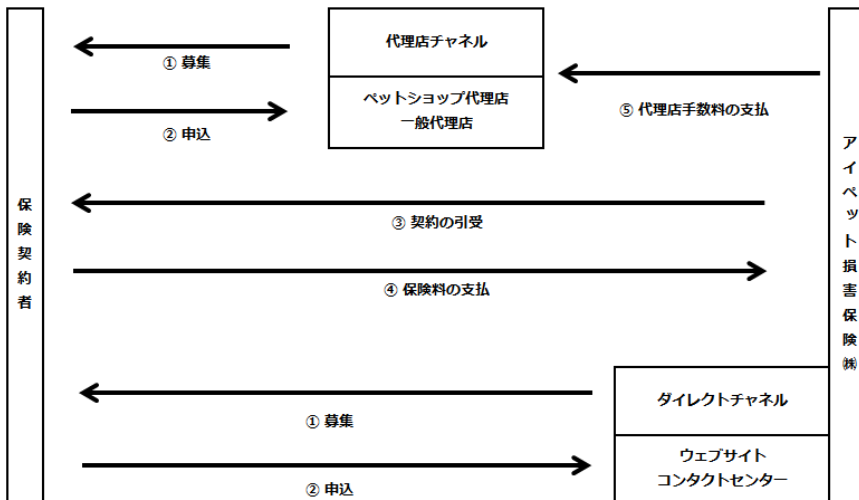
世界の難民や被災者の生命を守る緊急人道支援、復興・開発支援を行っている特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン（広島県神石郡神石高原町、代表理事：大西健丞）の理念に賛同し、平成26年11月より活動支援をしております。当社では、ふるさと納税制度を活用して、殺処分寸前の犬や迷い犬らの保護、譲渡に取り組む同団体の「ピースワンコ・ジャパン」プロジェクトに当社契約者及び当社従業員が寄付を行っております。また、新卒研修の一環として、ピースワンコ・ジャパンを訪問し、保護犬の世話をするボランティア研修を実施しております。

②特定非営利活動法人ワンコレクション

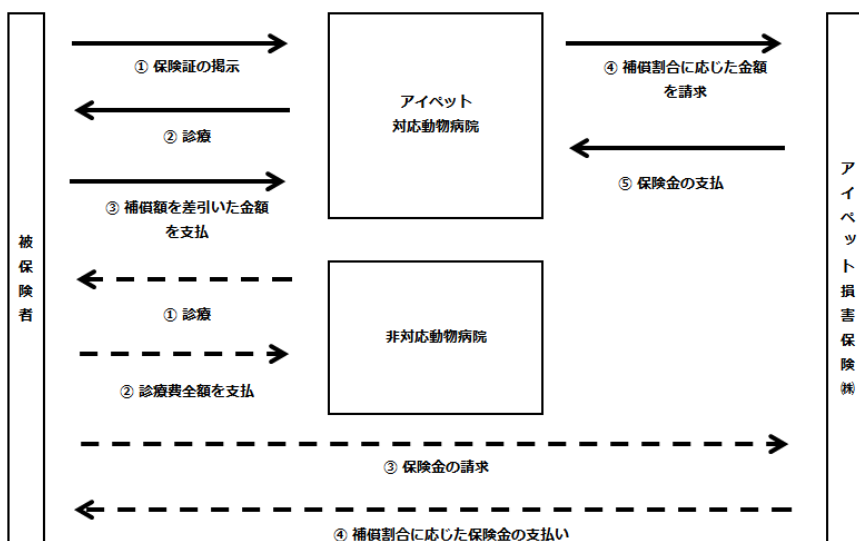
小学生や幼稚園児を対象に、動物愛護についての教育を行っている特定非営利活動法人ワンコレクション（東京都港区、代表理事：道躰雄一郎）の活動を支援しております。この活動は、子どもたちに命の大切さを学んでもらうとともに、子どもたちがペットに対する正しい知識を得ることを目的としております。

事業系統図

[保険募集管理体制]



[保険金支払体制]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) ㈱ドリームイン キュベータ (注)	東京都千代田区	4,915	戦略コンサルテ ィング事業 インキュベーシ ョン事業	被所有 64.6	役員の兼任あり

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年2月28日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
356(35)	33.8	3.2	3,652

- (注) 1. 従業員は、就業人員数であり、臨時雇用者（アルバイト、パートタイマー、派遣社員）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が最近1年間において、49名増加したのは、主として事業の拡大に伴う期中採用によるものです。
4. 当社は、損害保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第13期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の成長の下での輸出の持ち直し、好調な企業収益などに支えられた設備投資の緩やかな増加、雇用・所得水準の着実な改善を背景とした個人消費の底堅い推移などにより回復基調を継続しております。

ペット業界においては、矢野経済研究所が平成29年3月に発表した「ペットビジネスマーケティング総覧 2017年版」によると、平成27年度ペット関連総市場規模は小売金額ベースで前年度比1.5%増の1兆4,720億円で推移し、平成28年度は前年度比1.1%増の1兆4,889億円と予想されております。今後も、人口減少や少子高齢化の進行により飼育頭数の大幅な増加は見込みにくいものの、高付加価値製品・サービスの拡大が進むことで、ペット関連総市場は横這いから微増にて推移していくものと予測されております。

このような経営環境のもと、当社は持続的成長に向け、「お客さま主義の徹底」と「収益拡大」を2本柱に掲げた平成29年度から始まる中期経営計画（3ヶ年）を策定いたしました。

「お客さま主義の徹底」の一環として平成29年1月にお客さまと直接接点のある部署として、保険金サービス部、契約サービス部およびカスタマー・リレーション部を機能毎に独立・新設いたしました。並行して、これらの部署を中心に積極的な人材採用・育成も行い、お客さまとの一層のコミュニケーション強化を図り、お客さまの利便性向上を推進いたしました。

また、当社は「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」を経営理念としておりますが、平成28年12月に「お客さま主義」に重きを置いた共通の価値観として、行動指針、行動規範及び倫理規範を制定するとともに、経営層による全従業員との対話集会を実施し、全従業員における理念浸透を強く推進いたしました。

商品・サービスにつきましては、これまで当社では、犬・猫専用の各種ペット保険を販売してまいりましたが、かねてよりご要望の声が大きかった「鳥・うさぎ・フェレット」の3種類を対象とした「うちの子キュート」の開発を行いました。新たに商品ラインナップに加えることで、お客さま・取扱代理店・対応動物病院との更なる関係深耕を図ってまいります。また、当社のブランド力、ペット保険の認知度向上に向け、オウンドメディア等のリニューアルならびにお客さま参加型イベントの開催等を積極的に行いました。さらに、CSV活動の一環として動物愛護精神の普及・啓蒙活動への支援を行うなど、ペットとの共生を可能とする社会基盤の構築を目指す活動を継続して行ってまいりました。

営業活動につきましては、前事業年度に引き続き、当社のビジネスモデルであるペットショップ代理店を中心とした販路拡大に注力するとともに、既存代理店との更なる関係深耕を図る一方、ダイレクトチャネルにおける契約獲得の強化、契約継続率の向上施策、広報機能の整備に積極的に取り組んでまいりました。また、新規の取組みとして、カスタマー・リレーション部にテレマーケティングチャネルを担う機能を整備し、運営を開始いたしました。このような営業活動により、当事業年度末の保有契約数は300,203件（前事業年度末より50,873件増加）と、順調に増加しております。また、株式会社カカコムが発表した「価格.com保険アワード2017ペット保険の部」において、当社の主力商品である「うちの子ライト」が申込数の多い保険商品として3年連続第1位を受賞しております。

以上の施策を行った結果、当事業年度における業績は以下のとおりとなりました。

保険引受収益10,067百万円、資産運用収益4百万円等を合計した経常収益は、10,071百万円（前事業年度比23.9%増）となりました。一方、保険引受費用5,851百万円、営業費及び一般管理費3,921百万円、その他経常費用0百万円を合計した経常費用は9,773百万円（前事業年度比25.0%減）となり、その結果、経常利益は297百万円（前事業年度比3.2%減）、当期純利益は196百万円（前事業年度比85.4%増）となりました。

なお、当社は損害保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度における保険引受及び資産運用の状況は以下のとおりであります。

①保険引受の状況

a) 保険引受利益

区分	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (百万円)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) (百万円)		対前年増減(△)額 (百万円)
	金額	対前年増減(△)率	金額	対前年増減(△)率	
保険引受収益	8,126		10,067		1,940
保険引受費用	4,638		5,851		1,212
営業費及び一般管理費	3,190		3,921		731
保険引受利益	297		293		△3

(注) 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

b) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

区分	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)
ペット保険	8,126	100.00	27.7	10,067	100.00	23.9
合計 (うち収入積立保険料)	8,126 (-)	100.00 (-)	27.7 (-)	10,067 (-)	100.00 (-)	23.9 (-)

(注) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。(積立型保険の積立保険料を含みます。)

c) 正味収入保険料

区分	前連事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)
ペット保険	8,126	100.00	27.7	10,067	100.00	23.9
合計	8,126	100.00	27.7	10,067	100.00	23.9

d) 正味支払保険金

区分	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
	金額 (百万円)	対前年増減 (△)率 (%)	正味損害率 (%)	金額 (百万円)	対前年増減 (△)率 (%)	正味損害率 (%)
ペット保険	2,816	37.1	36.7	3,628	28.8	38.8
合計	2,816	37.1	36.7	3,628	28.8	38.8

(注) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) / 正味収入保険料

②資産運用の状況

a) 運用資産

区分	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
預貯金	5,258	75.3	5,113	62.5
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	13	0.2	683	8.4
貸付金	—	—	8	0.1
土地・建物	28	0.4	28	0.3
運用資産計	5,299	75.9	5,834	71.3
総資産	6,978	100.0	8,179	100.0

b) 有価証券

区分	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
株式	11	87.7	—	—
外国証券	—	—	100	14.6
その他の証券	1	12.3	583	85.4
合計	13	100.0	683	100.0

c) 利回り

イ) 運用資産利回り (インカム利回り)

区分	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
	収入金額 (百万円)	平均運用額 (百万円)	年利回り (%)	収入金額 (百万円)	平均運用額 (百万円)	年利回り (%)
預貯金	1	4,185	0.0	0	5,224	0.0
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	0	12	0.9	3	218	1.6
貸付金	—	—	—	0	2	1.4
土地・建物	—	53	—	—	58	—
小計	1	4,251	0.0	3	5,504	0.1
その他	—	—	—	—	—	—
合計	1	—	—	3	—	—

(注) 1. 収入金額は、損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額であります。

2. 平均運用額は、原則として各月末残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。

ロ) 資産運用利回り (実現利回り)

区分	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
	資産運用損益 (実現ベース) (百万円)	平均運用額 (取得原価 ベース) (百万円)	年利回り (%)	資産運用損益 (実現ベース) (百万円)	平均運用額 (取得原価 ベース) (百万円)	年利回り (%)
預貯金	1	4,185	0.0	0	5,224	0.0
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	0	14	0.9	3	218	1.7
貸付金	—	—	—	0	5	1.4
土地・建物	—	53	—	—	58	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	1	4,253	0.0	4	5,506	0.1

(注) 1. 資産運用損益(実現ベース)は、損益計算書における「資産運用収益」の金額であります。

2. 平均運用額(取得原価ベース)は原則として各月末残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。

3. 資産運用利回り（実現利回り）にその他有価証券の評価差額等を加味した時価ベースの利回り（時価総合利回り）は以下のとおりであります。

なお、資産運用損益等（時価ベース）は、資産運用損益（実現ベース）にその他有価証券に係る評価差額（税効果控除前の金額による）の当期増減額を加減算した金額であります。

また、平均運用額（時価ベース）は、平均運用額（取得原価ベース）にその他有価証券に係る前期末評価差額（税効果控除前の金額による）を加減算した金額であります。

区分	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
	資産運用 損益等 (時価ベース) (百万円)	平均運用額 (時価ベース) (百万円)	年利回り (%)	資産運用 損益等 (時価ベース) (百万円)	平均運用額 (時価ベース) (百万円)	年利回り (%)
預貯金	1	4,185	0.0	0	5,224	0.0
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	△1	12	△15.7	24	224	11.1
貸付金	—	—	—	0	2	1.4
土地・建物	—	53	—	—	58	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	△0	4,251	△0.0	25	5,510	0.5

第14期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、海外経済の先行きに不透明感の残るなか、公共投資の増加や企業収益の回復に伴い、雇用・所得環境の改善や輸出、生産の持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな景気回復基調が継続いたしました。

このような中、当社は持続的成長へ向け営業活動に注力しており、保有契約数は342,422件（前事業年度末から42,219件の増加・同14.1%増）と、順調に増加しております。

また正味損害率は、保険金単価上昇等による保険金支払増加により、39.5%となりました。一方、正味事業費率は、コスト効率化の実施等により46.9%となりました。この結果、両社を合算したコンバインド・レシオは、86.4%となりました。

さらに、鳥・うさぎ・フェレット向け保険である「うちの子キュート」の販売開始、継続率向上へ向けた施策の実施、予防医療の推奨など、収益拡大へ向けた各種施策にも取り組んでおります。

以上の結果、当社における当第3四半期累計期間の業績は次のとおりとなりました。

保険引受収益8,953百万円、資産運用収益38百万円などを合計した経常収益は8,995百万円となりました。一方、保険引受費用5,312百万円、営業費及び一般管理費3,359百万円などを合計した経常費用は8,679百万円となり、この結果、経常利益316百万円となりました。

また、事業規模拡大に向けて基幹システムを開発しておりましたが、開発作業の遅延に伴い今後の開発計画を見直した結果、特別損失として固定資産処分損256百万円を計上いたしました。

この結果、四半期純損失104百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第13期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、正味支払保険金の増加等により、前事業年度に比べ179百万円減少し、1,014百万円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の購入等により、前事業年度に比べ651百万円減少し、717百万円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度における株式の発行による収入等により、前事業年度に比べ500百万円減少し、1百万円の支出となりました。

以上の結果、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ294百万円増加し、3,513百万円となりました。

第14期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

営業活動によるキャッシュ・フローは、797百万円の収入となりました。主に責任準備金繰入額726百万円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、1,463百万円の支出となりました。主に有価証券の取得による支出1,435百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済による支出などにより、2百万円の支出となりました。

これらの結果、当第3四半期会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、2,845百万円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産、受注及び販売の状況の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、経営理念として「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」を掲げております。経営理念の実現に向けて、当社ではお客さまの様々なニーズに対応できるよう、多様な商品・サービスを提供し、企業価値の中長期的増大を図ってまいります。

(2) 経営戦略等

①販売チャネルの更なる拡大

当社は、ペットショップチャネルを主力の販売チャネルとして位置付けてまいりました。更なる収益拡大のため、新たな代理店の開拓の他、既存代理店との関係強化のため、新商品の投入や、ITの活用による業務支援にも取り組んでまいります。

また当社は、ペットショップチャネルの他に、インターネットでの販売を他社に先がけて注力してまいりました。今後も、インターネットチャネルに注力するとともに、対面代理店や猫の主要な入手経路となっている譲渡マーケットなどの開拓も進めていき、チャネルの複線化を進めてまいります。

さらに、アウトバウンドコール（注1）等のCRM（注2）の活用によるお客さま接点強化により、新契約拡大の他に、継続率向上にも取り組み、保有契約拡大を図ってまいります。

（注）1. アウトバウンドコールとは、当社コールセンターから契約者や見込顧客に電話をかけることをいいます。

2. CRM（Customer Relationship Management；顧客情報管理）は、顧客情報を管理することにより、顧客との関係を深め、継続的に収益を獲得する経営手法のことをいいます。

②強固な事務基盤の構築

当社は、継続的に保有契約件数が増加しております。これに伴い、支払査定や契約管理等の事務手続きが増大することから、IT化の推進による事務処理の自動化を積極的に推進してまいります。

また、保険金支払態勢の強化や、事務フローの確立等による事務の適正化、効率化を併せて実施し、強固な事務基盤を構築してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な成長に向けて、成長を表す指標である「経常収益」と、事業の成果を示す「経常利益（未経過保険料方式）」を重要な指標として位置付けております。

(4) 経営環境等

わが国経済は、海外経済の成長の下での輸出の持ち直し、好調な企業収益などに支えられた設備投資の緩やかな増加、雇用・所得水準の着実な改善を背景とした個人消費の底堅い推移などにより回復基調を継続しております。

ペット業界においては、矢野経済研究所が平成29年3月に発表した「ペットビジネスマーケティング総覧 2017年版」によると、平成27年度ペット関連総市場規模は小売金額ベースで前年度比1.5%増の1兆4,720億円で推移し、平成28年度は前年度比1.1%増の1兆4,889億円と予想されております。今後も、人口減少や少子高齢化の進行により飼育頭数の大幅な増加は見込みにくいものの、高付加価値製品・サービスの拡大が進むことで、ペット関連総市場は横這いから微増にて推移していくものと予測されております。

(5) 対処すべき課題

①保険会社としての保険引受態勢の向上

損害保険会社は、高い社会性・公共性を有しており、経営の健全性・安定性が強く求められております。当社は、それらを確保すべく、保険募集の適切性を確保するための保険募集管理態勢の強化、適切な保険金等の支払や請求勧奨の実施等の顧客目線にたった保険金等支払管理態勢の強化、当社に届けられる顧客の声の業務改善やサービス向上への活用、システム障害や事務ミスに繋がるシステムリスクへの対応、反社会的勢力との関係遮断に対する取り組み強化、保険業法をはじめとする関連法令遵守態勢の強化等に全社で取り組み、保険引受態勢を強化してまいります。

②顧客の利便性向上

当社は顧客の利便性向上のため、コンタクトセンターの拡充、顧客専用マイページの機能拡大、動物病院へのレセプター（動物病院が利用する顧客・会計管理のソフトウェア）導入推進、クラブアイペット（当社加盟店による顧客向けの優待・情報サービス）のコンテンツ拡充等を実施しております。他にも多彩なサービスを提供し、顧客とご家族にペットとの幸せな生活を送るためのアイデアと楽しみの提供に取り組んでおります。

③「ハートのペット保険」のブランディングおよび認知度の向上

ペット保険業界はまだ発展途上にあり、保険商品自体もより広く認知されることが必要であると認識しております。そのような中、当社のロゴマークはハートをモチーフとし、多くの方々に親近感の持てる工夫をしております。ハートは「飼い主さまのペットに対する愛情」を表現し、飼い主さまとペットのハートフルな関係、ふれあいをイメージしております。ハートを見たらアイペットとペットの姿を思い浮かべて頂けるよう、TVCMや多彩なWEBコンテンツを展開し、各種ワークショップの開催やペットイベントの出展を行うことで、より多くの顧客へ認知度を高めてまいります。また、2017年10月より乃木坂46を当社イメージキャラクターとして起用し、様々なメディアを用いて認知度向上を図っております。

④人員体制、人材教育の強化

当社の顧客主義や収益拡大を実現する組織になるためには、当社従業員の能力の維持・向上、人材の多様性の確保が必要であると考えております。そのため、各分野に秀でた人材の確保はもちろんですが、教育研修制度の整備、人事評価制度の高度化等を積極的に推進し、当社従業員の能力の底上げを図るとともに、多様な人材の確保に努めてまいります。

⑤ERM経営の基盤整備

当社は、リスク・リターン・資本のバランスを勘案したERM（注1）経営に向けた基盤整備を進め、リスク選好の枠組み及びORSA（注2）を活用したERMサイクルの構築による経営管理を行うことで、リスク管理プロセスの着実な実行（PDCAサイクルを有効に機能）等、リスク管理態勢を整備し、より強固な財務基盤を確保する態勢を構築してまいります。

（注）1. ERM（Enterprise Risk Management；統合的リスク管理）は、保険会社が直面するリスクに関して、保険会社の自己資本等と比較・対照し、事業全体でリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

2. ORSA（Own Risk and Solvency Assessment；リスクとソルベンシーの自己評価）は、保険会社・グループが現在及び将来のリスクと資本等を比較し、資本等の十分性の評価を自らが行うとともに、リスクテイク戦略等の妥当性を総合的に検証するプロセスをいいます。

⑥システム強化

当社は、継続的に保有契約件数が増加しております。これに伴い、支払査定や契約管理等の事務手続きが増大することから、事務処理の自動化を積極的に推進してまいります。また、システムの拡張性を確保することにより、計画的に機能を展開し、リーン（注）オペレーションの実現と事務コストの抑制に努めてまいります。

新基幹システムでは分散しているデータベースを一元化するためのベース作りや事務現場における事務作業の廃止を通して、お客さまの満足低下につながる事務ミス等の発生頻度を低減し、顧客サービスの向上を実現してまいります。また、新契約処理におけるタブレット導入の推進や、保険金請求におけるオンライン請求及び自動査定の導入などにより、業務の効率化を図っております。

（注）リーンは、無駄が無いことをいいます。

⑦資産運用の拡大

当社は、損害保険業を営んでおり、資産運用は本業の一種であります。しかし、その運用資金は顧客から保険料として収受した資金であるため、資産の安全性及び流動性に留意し、財務の健全性を維持した上で、さらに収益性の向上を目指してまいります。

⑧CRMの推進

当社は、新契約拡大、継続率の向上へ向けて、CRMを強化してまいります。そのために、基幹システム等の社内システムや資料請求時の情報、各種イベント実施等などにより、既加入者、未加入者問わず、ペットオーナーの情報を収集し、セグメントに応じて、効率的な施策を実施してまいります。

⑨代理店の管理

当社は、ペットショップ代理店を通じた契約獲得が重要な販売経路となっております。そのため、ペットショップ代理店における販売頭数の減少や代理店契約の解除等が無いよう、代理店とのコミュニケーションを強化し、適時に対策を講じてまいります。また、不祥事や顧客への不利益が発生し、当社のレピュテーションが低下することの無いよう、保険代理店の適切な管理に努めてまいります。

⑩他企業との連携

ペット産業の発展には、ペット業界関係者やペット関連企業との連携が不可欠であると認識しております。このためには、既に協力関係にある企業との連携強化はもとより、自社メディアやクラブアイペットを通して多様な企業と関係を構築していくことが当社の経営理念の実現にとって重要であると考えております。

4【事業等のリスク】

当社の財務内容、業績等、投資家の判断に重要な影響を与える可能性があると考えられるリスクには、主に以下のようなものがあります。当社はこれらのリスクを認識した上で、事態発生回避及び発生した場合の迅速かつ適切な対応に努めます。なお、本項における将来に関する事項は、別段表示のない限り、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 保険業法等に係る法的リスク

当社は、保険業法第3条に基づき損害保険業の免許を取得した保険会社であり、監督官庁である金融庁による包括的な規制等の広範な監督下にあります。保険業法等の関連法令では、健全性確保の観点から、「保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（以下「ソルベンシー・マージン比率」とする。）」をモニタリングしており、国内の保険会社はソルベンシー・マージン比率を200%超に維持するよう定められております。

ソルベンシー・マージン比率が基準値より低下し、金融庁からは是正措置等が発動された場合に、健全性の回復に向けた業務改善計画の提出・実行、全部又は一部の業務停止を余儀なくされる可能性があります。

また、保険業法は内閣総理大臣に対して免許取消し、業務停止等の保険業に関する広範な監督権限を与えており、原則として金融庁長官にそれらの権限が委任されています。損害保険業の免許は無期限ですが、当社が、法令に基づく内閣総理大臣の処分又は定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金等の算出方法書等の基礎書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反した場合、免許に付された条件に違反した場合、又は公益を害する行為をした場合に、保険業法第133条第1項により、内閣総理大臣は当社の損害保険業免許を取り消すことができる旨定められております。

本書提出日現在において、当社では上述の事由に該当する事実はありませんが、仮に、当社の免許が取り消されることになれば、当社は事業活動全般に支障を来すとともに、当社の財務状況や業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社の損害保険事業に係るリスク

① 保険引受リスク

保険引受リスクは、経済情勢や保険事故の発生率が保険料設定時の予測に反して変動すること等により、保険会社が損失を被るリスクです。当社のペット保険は、適正な補償内容及び保険料水準を設定しておりますが、経済情勢や保険事故の発生率、診療費単価水準等が保険料設定時の予測に反して変動した場合、適正な保険料水準を確保できなくなるなどの不確実性を内包しております。

② 資産運用リスク

資産運用リスクは、保有資産の運用に伴い、保険会社が損失を被るリスクであります。当社は、預貯金の他に、有価証券等を含む多様な資産の運用を行っており、主に以下の様なリスクを内包しております。

(a) 市場リスク

当社は、投資信託を通じ、株式や債券、外貨建ての有価証券等を保有しており、株価の下落や金利の上昇、為替差損の発生により評価損が生じることにより、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 信用リスク

当社の保有する有価証券等の資産については、発行者等の信用力の低下や破綻、信用市場の混乱に抛り、資産価値の減少や元本・利息の回収ができなくなるなど、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 不動産投資リスク

当社は投資信託を通じ、不動産を保有しておりますが、賃貸料等の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、資金確保又は市場取引において、通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。

当社は、保険金の支払い等に対応するために、必要な一定程度の現金・預貯金を確保しておりますが、犬・猫等のパンデミック型の疾病の発生等による急激な保険金の支払い増加により資金繰りが悪化し、通常よりも著しく不利なコストで追加資金の調達や不利な条件での資産売却を余儀なくされることにより当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 代理店に関するリスク

当社の保険商品は、ペットショップ代理店を通じた契約獲得が重要な販売経路となっております。そのため、ペットショップ代理店における販売頭数の減少や代理店契約の解除等が発生した場合には、当社の販売推進力が

減退し、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。また、保険代理店に対するモニタリングが機能せず、不祥事や顧客への不利益が発生した場合、当社のレピュテーションの低下又は財務上の損害が発生する可能性があります。

⑤競合リスク

当社が行うペット損害保険事業において、既存の同業他社の拡大、新規事業者の参入等により、商品・サービスや代理店獲得に係る競争が激化した場合、新規の契約獲得件数の減少、既存契約の解約件数の増加のほか、広告宣伝費の増加、商品設計や代理店手数料を見直す、あるいは競合他社が協力金等の名目で資金を投下し、代理店の獲得に乗り出してきた際には、こうした攻勢に対応を要する等の理由により、収益性が悪化し、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより、当社又は顧客等が損失を被るリスクです。

当社の事務手続きにおいて重大な過失が発生することにより、事業運営リスクが顕在化した場合や監督官庁による行政処分を受ける場合、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦システムリスク

システムリスクは、システムダウン又は誤作動、セキュリティ対策の不備等が原因となって、当社若しくは顧客等が損失を被るリスクです。

当社は、自然災害・大規模災害、事故、サイバー攻撃等による不正アクセス及び情報システムの開発・運用にかかる不備等により、情報システムの停止・誤作動・不正使用が発生するシステムリスクを一定程度に抑える対応を実施しておりますが、重大なシステム障害を始め全データの消失等の想定外な事象等の発生により当社の情報システムが機能しなくなり、事業中断を余儀なくされた場合に、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧システム開発プロジェクトに係るリスク

当社は、ペット保険市場の拡大に伴い継続的に保有契約件数が増加しており、平成30年2月末時点において、保有契約件数は35万件となっております。更なる業容拡大に向けて基幹システムを開発しておりましたが、開発作業の遅延に伴い今後の開発計画を見直した結果、平成30年3月期第3四半期に特別損失として固定資産処分損256百万円を計上いたしました。当社は、システムの拡張性の確保や事務処理の自動化を実現することで今後の業容拡大に対応すべく、平成29年9月より新たな基幹システム開発プロジェクトを推進しており、平成31年11月の基幹システム更新を予定しております。本書提出日現在においてプロジェクトは概ね計画通りに進捗しておりますが、今後、何らかの理由によりプロジェクトが遅延又は中断した場合には、プロジェクト費用の増加、新商品開発の遅延、既存システムの継続使用によるコスト増、固定資産除却損の発生等により、当社の業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、その他のシステム開発においても開発費用が資産計上されるため、一定の投資後に開発計画が中断した場合は除却損の発生等を通じて経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨情報漏えいに係るリスク

当社は、保険事業における契約者情報をはじめ代理店や動物病院等の情報等、多数の個人情報および当社の機密に関わる情報を取扱っております。これらの情報に関しては、当社の情報セキュリティ態勢を整備し、厳重に管理しておりますが、当社又は外部委託先のシステムへの不正アクセスやコンピューターウイルスの感染等により、情報が流出する事故が発生した場合には、社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する損害賠償金の支払い等により、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩社会情勢や法規制の変更に伴うリスク

近年、犬の飼育頭数は微減、猫の飼育頭数は横這い傾向で推移する一方、ペットに対する健康意識の高まりによる動物病院の利用拡大とペット医療の高度化により、ペット保険の利便性の認知度は向上しております。この結果、ペット保険市場は拡大を続け、2016年度の市場規模は490億円（前年度比114.0%）と見込まれております（矢野経済研究所「ペットビジネスマーケティング総覧 2017年度版」）。しかしながら、今後経済環境の変化等によりペット飼育頭数の著しい減少やペット保険の普及率の伸び悩みといった事象が発生した場合には、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が行う損害保険事業は保険業法、金融商品取引法その他の法令による規制を受けておりますが、ペット保険の販売に特化している特性上、動物愛護法等ペット業界に関連する法令の新設、改正等が、当社のペット保険の販売環境に影響を与える可能性があります。

⑪大規模災害等における事業継続性に係るリスク

当社では、首都直下型地震等の大規模な自然災害や新型インフルエンザのような感染症の大流行により、不測の事態に備えて、BCP（事業継続計画）の策定をはじめとする危機管理態勢を整備することにより、事業中断期間を一定程度に抑え、継続的に事業を行える態勢を整備しておりますが、この事業継続計画の想定を超えるような大規模災害等が発生した場合に、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫風評リスク

マスコミ報道やインターネット上の書き込み等で、当社に対する否定的な風評が発生し流布した場合に、それが事実に基づくものであるか否かに関わらず、当社の社会的信用に影響を与える場合があります。当社では、これらの風評の早期発見及び影響の極小化に努めておりますが、悪質な風評が流布した場合には当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬訴訟リスク

当社は、弁護士などと相談しながら訴訟の発生リスクを極小化しており、本書提出日までのところ重大な訴訟問題は発生しておりません。しかし、損害保険事業に関する訴訟においては、当社が不利な結果を被る可能性もあり、将来にわたって当社の業績に影響を及ぼす訴訟や係争が発生する可能性があります。また、同様に、他社が係争中の訴訟において、損害保険会社に不利な判決が下された場合においても、潜在的な訴訟リスクや顧客対応にかかる事務コストの増加につながる場合があります。これらの結果、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑭普通責任準備金の積立基準が変更されるリスク

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第1号に基づき、事業年度毎に、普通責任準備金として未経過保険料残高と初年度収支残高の大きい方を負債計上し、当事業年度の残高と前事業年度の残高の差分を繰入額として当期に費用計上します。未経過保険料残高は、保険契約の未経過期間に対応する保険料の合計額であります。一方、初年度収支残高は、「保険料＝保険金＋営業費及び一般管理費」が成り立つことを前提とする理論であり、毎決算日において当年度契約に係る利益相当額は責任準備金として負債計上されます。

当社では、初年度収支残高が未経過保険料残高を上回って推移しており、現状、初年度収支残高によっていますが、今後、未経過保険料残高が初年度収支残高を上回り、未経過保険料残高によることとなった場合、繰入額が大幅に変動することにより、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

参考情報として、直近5年間の未経過保険料残高・繰入額、初年度収支残高・繰入額及びそれぞれの方式による経常利益は以下のとおりで推移しております。

なお、当社では社内管理用の指標として未経過保険料方式による損益を重視しており、未経過保険料方式による経常利益は、「初年度収支残方式による経常利益＋初年度収支残方式による繰入額－未経過保険料方式による繰入額」により算出されます。

(単位：百万円)

決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
初年度収支残高	1,297	1,560	1,676	2,135	2,612
未経過保険料残高	551	641	818	1,922	2,351
初年度収支残方式による繰入額	334	263	116	458	477
未経過保険料方式による繰入額	99	90	177	1,103	429
初年度収支残方式による経常利益	391	443	△1,460	307	297
未経過保険料方式による経常利益	626	616	△1,521	△336	345

(注)未経過保険料の算定方法は、従来、純保険料を基礎とした1/24法（月央基準）によっておりましたが、顧客保護の観点から、より保守的に責任準備金を積み立てるため、平成28年3月期において営業保険料を基礎とした1/12法（月末基準）に変更しております。

⑮異常危険準備金の取崩しが発生するリスク

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第2号に基づき、異常危険準備金を責任準備金として負債計上する必要があります。異常危険準備金とは、異常災害による損害の填補に備えるため、事業年度毎に収入保険料の一定割合を積み立てる責任準備金の一種であり、大蔵省告示第232号第2条の別表で記載されている基準損害率を超える場合に、当該損害率を超過した支払保険金相当額について、異常危険準備金の前事業年度残高から取崩すこととされています。

当社が扱うペット保険においては、取崩しの判断基準となる損害率は50%であるところ、当社の損害率はこの基準損害率を基準を下回るため、収入保険料に3.2%を乗じた金額を事業年度毎に積み立てておりますが、今後、当社の損害率が上昇した場合は、取崩しが発生することにより、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、直近5年間の異常危険準備金繰入額及び残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
異常危険準備金繰入額	138	163	204	260	322
異常危険準備金残高	405	569	773	1,034	1,356

⑯親会社グループとの関係について

当社の親会社は(株)ドリームインキュベータであり、本書提出日現在で当社発行済株式総数の64.6%を所有しております。親会社グループは、連結子会社8社及び持分法適用会社2社(平成29年3月末日現在)で構成され、戦略コンサルティング事業及びインキュベーション事業を主たる事業としております。同社はインキュベーション事業の一環として、平成23年2月に当社を子会社化しております。

ア. 親会社グループにおける当社の位置付け

当社は、親会社グループの事業のうち、インキュベーション事業に区分されますが、平成28年3月期における親会社のセグメント開示では、開示基準に従い、保険セグメントとして営業投資セグメントから独立して掲記されております。また、当社への投資はインキュベーション事業の一環であるという親会社の経営方針に照らし、当社株式は、最終的に全て売却される予定です。なお、親会社グループ企業において当社と競合する事業を営む会社は存在せず、現時点において、今後も競合が想定される事象はないものと認識しておりますが、将来的に親会社の経営方針に変更が生じた場合等には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ. 親会社グループとの取引関係

当社と親会社グループとの取引は生じておりません。

ウ. 親会社グループとの資本関係

当社は、自らの経営責任を負って独立した事業経営を行っておりますが、当社の親会社である(株)ドリームインキュベータは当社発行済普通株式の64.6%(本書提出日現在)を所有しており、当社は同社の連結子会社となっております。また、親会社は当社株式を最終的に全て売却する予定ですが、当社の株式公開後においても、当面は連結を維持する方針であります。

このような影響力を背景に、親会社は当社の株主総会における取締役の任免等を通じて当社の経営判断に影響を及ぼし得る立場にあることから、議決権の行使にあたり、親会社の利益は、当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。

また、親会社における今後の当社株式の保有方針及び処分方針によっては、当社株式の流動性や市場価格等に影響を及ぼす可能性があります。

エ. 親会社グループとの人的関係

本書提出日現在、当社の取締役である原田哲郎は、親会社である(株)ドリームインキュベータの執行役員を兼務しております。同氏は、その豊富な経営経験に基づく知見の活用等を目的として、当社が招聘したものであり、親会社からの独立性は確保されている状況にあります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。
本項に含まれる将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には、経営者による会計方針の選択適用、資産・負債及び収益・費用の開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる可能性があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表「重要な会計方針」」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針の適用が、財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

①繰延税金資産

繰延税金資産の回収可能性の判断に際して、将来の課税所得を合理的に見積っております。将来の課税所得は過去の業績等に基づいて見積っているため、将来において経営環境の変化により課税所得の見積りが大きく変動した場合、税制改正によって法定実効税率が変化した場合等においては、繰延税金資産の回収可能額が変動する可能性があります。

②有価証券の減損

その他有価証券について、時価が取得原価に比べて著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められるものを除き、合理的な基準に基づいて減損処理を行うこととしております。今後、株式市場の状況によっては、有価証券評価損を計上する可能性があります。

③貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定及び償却・引当規程に基づいて、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しておりますが、貸付先の財務状況が変化した場合には、貸倒損失や貸倒引当金の追加計上が発生する可能性があります。

④支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金等のうち、未だ支払っていない金額を見積り、支払備金として積み立てております。今後、見積りに影響する新たな事実の発生等により、支払備金の計上額が当初の見積り額から変動する可能性があります。

⑤責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行及びパンデミック型の疾病等の大数の法則が機能しないリスクに備えるため、責任準備金を積み立てております。当初想定した環境や条件等が大きく変動した場合には、責任準備金を上回る保険金支払が発生する可能性があります。

(2) 経営成績の分析

第13期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

①経常収益

当事業年度の経常収益は、保有契約数の増加等により、前事業年度に比べて1,943百万円増加し、10,071百万円となりました。

②経常費用

当事業年度の保険引受費用は、保有契約数の増加等により前事業年度に比べて1,212百万円増加し、5,851百万円となりました。営業費及び一般管理費は、従業員数の増加等により前事業年度に比べて731百万円増加し、3,921百万円となりました。結果として経常費用は、前事業年度に比べて1,952百万円増加し、9,773百万円となりました。

③経常損益及び当期純損益

経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は、前事業年度に比べ9百万円減少し、297百万円となりました。

以上の結果、経常利益に特別損失及び法人税等を加減した当期純利益は、前事業年度に比べ90百万円増加し、196百万円となりました。

第14期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

①経常収益

保険契約の新規獲得等により、保険引受収益は8,953百万円となりました。また、有価証券等への投資により、資産運用収益は38百万円となりました。以上の結果、経常収益は8,995百万円となりました。

②経常費用

損害保険業の根幹である保険金支払や査定業務等により、保険引受費用は5,312百万円となりました。また、保険契約に対して支払う手数料や会社規模の拡大に伴う人員強化等により、営業費及び一般管理費は3,359百万円となりました。以上の結果、経常費用は8,679百万円となりました。

③経常損益及び四半期純損益

事業規模拡大に向けて基幹システムを開発しておりましたが、開発作業の遅延に伴い今後の開発計画を見直した結果、特別損失として固定資産処分損256百万円を計上いたしました。

この結果、経常利益316百万円、四半期純損失104百万円となりました。

(3) 財政状態の分析

第13期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

①総資産及び純資産の状況

当事業年度末の総資産は、保険事業の拡大と資産運用の拡大等により前事業年度末に比べ1,200百万円増加し、8,179百万円となりました。

純資産は、前事業年度末に比べ212百万円増加し、2,886百万円となりました。

②ソルベンシー・マージン比率の状況

	前事業年度 (平成28年3月31日) (百万円)	当事業年度 (平成29年3月31日) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	3,708	4,247
資本金又は基金等	2,676	2,872
価格変動準備金	0	1
危険準備金	—	—
異常危険準備金	1,034	1,356
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	△2	17
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{\{(R1+R2)^2+(R3+R4)^2\}+R5+R6}$	1,955	2,691
一般保険リスク(R1)	1,896	2,602
第三分野保険の保険リスク(R2)	—	—
予定利率リスク(R3)	—	—
資産運用リスク(R4)	54	173
経営管理リスク(R5)	58	83
巨大災害リスク(R6)	—	—
(C) ソルベンシー・マージン比率(%) [(A)/{(B)×1/2}]×100	379.2	315.6

- (注) 1. 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。
2. 未経過保険料の算定方法は、従来、純保険料を基礎とした1/24法(月央基準)によっておりましたが、顧客保護の観点から、より保守的に責任準備金を積み立てるため、前事業年度において営業保険料を基礎とした1/12法(月末基準)に変更しております。従来の方法により算定した場合、平成28年3月31日のリスク合計額は2,200百万円、ソルベンシー・マージン比率は337.0%であります。

<ソルベンシー・マージン比率の考え方>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが「ソルベンシー・マージン比率」であります。
- ・「通常の予測を超える危険」
 - ①保険引受上の危険、②予定利率上の危険、③資産運用上の危険、④経営管理上の危険、⑤巨大災害に係る危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
(一般保険リスク) (巨大災害に係る危険を除く)
(第三分野保険の保険リスク)
 - ② 予定利率上の危険 : 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
(予定利率リスク)
 - ③ 資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
(資産運用リスク)
 - ④ 経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
(経営管理リスク)
 - ⑤ 巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)

- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

第14期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

①総資産及び純資産の状況

当第3四半期会計期間末の総資産は、保険事業の拡大と資産運用の拡大等により前事業年度末に比べ754百万円増加し、8,934百万円となりました。

純資産は、前事業年度末に比べ118百万円減少し、2,767百万円となりました。

②ソルベンシー・マージン比率の状況

		当第3四半期会計期間末 (平成29年12月31日) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額		4,417
	資本金又は基金等	2,769
	価格変動準備金	2
	危険準備金	—
	異常危険準備金	1,643
	一般貸倒引当金	—
	その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	1
	土地の含み損益	—
	払戻積立金超過額	—
	負債性資本調達手段等	—
	払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—
	控除項目	—
	その他	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{\{(R1+R2)^2+(R3+R4)^2\}+R5+R6}$		3,119
	一般保険リスク（R1）	3,012
	第三分野保険の保険リスク（R2）	—
	予定利率リスク（R3）	—
	資産運用リスク（R4）	246
	経営管理リスク（R5）	97
	巨大災害リスク（R6）	—
(C) ソルベンシー・マージン比率（%） [(A)/{(B)×1/2}]×100		283.1

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

<ソルベンシー・マージン比率の考え方>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の前測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・この「通常の前測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが「ソルベンシー・マージン比率」であります。
- ・「通常の前測を超える危険」
 - ①保険引受上の危険、②予定利率上の危険、③資産運用上の危険、④経営管理上の危険、⑤巨大災害に係る危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の前測を超えることにより発生し得る危険
(一般保険リスク) (巨大災害に係る危険を除く)
(第三分野保険の保険リスク)

- ② 予定利率上の危険 (予定利率リスク) : 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険 (資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険 (経営管理リスク) : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク) : 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。
 - ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

(4) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの分析につきましては、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第13期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度における設備投資の総額は、429百万円であり、主なものは、業務の効率化を目的とした次期基幹システムの製作によるものであります。また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は損害保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第14期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

当第3四半期累計期間における設備投資の総額は、161百万円であり、主なものは、業務の効率化を目的とした次期基幹システムの製作によるものであります。また、事業規模拡大に向けて次期基幹システムを開発しておりますが、開発作業の遅延に伴い今後の開発計画を見直した結果、一部の無形固定資産を除却し、特別損失として固定資産処分損256百万円を計上しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
		建物	その他の有形固定資産	ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	本社事務所	18	73	54	360	506	182 (17)
青森事業所 (青森県青森市)	事務所	6	3	—	—	10	87 (19)
西日本営業部 (大阪府大阪市淀川区)	営業事務所	1	0	—	—	1	11
中日本営業部 (愛知県名古屋市西区)	営業事務所	1	1	—	—	2	7
その他5支店	支店事務所	0	2	—	—	2	20 (2)

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 上記事務所の建物を賃借しております。年間の賃借料は178百万円であります。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
4. 当社は損害保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、第14期第3四半期累計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備は、次のとおりであります。

①除却

事業規模拡大に向けて基幹システムを開発してはりましたが、開発作業の遅延に伴い今後の開発計画を見直した結果、特別損失として固定資産処分損256百万円を計上いたしました。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成30年2月28日現在）

(1) 新設

当社の設備投資は、市場動向、財政状態、利益計画等を総合的に勘案して策定しております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
			総額 (百万 円)	既支払額 (百万 円)		着手	完了	
データセンター 等 (千葉県印西市)	全社 (共 通)	基幹システ ム	765	230	自己資金 及び増資 資金	平成29年 10月	平成31年 11月	(注) 2.
データセンター 等 (千葉県印西市)	全社 (共 通)	業務支援シ ステム	440	—	自己資金 及び増資 資金	平成30年 4月	平成32年 3月	(注) 2.
データセンター 等 (千葉県印西市)	全社 (共 通)	商品対応シ ステム	70	—	自己資金 及び増資 資金	平成31年 11月	平成32年 3月	(注) 2.
札幌支店 (北海道札幌市 西区)	全社 (共 通)	支店移転	8	—	自己資金 及び増資 資金	平成30年 10月	平成30年 12月	(注) 2.
本社 (東京都港区)	全社 (共 通)	本社増床	154	—	自己資金 及び増資 資金	平成30年 11月	平成31年 1月	(注) 2.
青森事業所 (青森県青森市)	全社 (共 通)	事業所移転	198	—	自己資金 及び増資 資金	平成31年 10月	平成31年 12月	(注) 2.

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 改修

該当事項はありません。

(3) 売却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,697,467	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,697,467	—	—

(注) 平成29年6月8日開催の定時株主総会決議により、平成29年6月8日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第8回新株予約権 (い) (平成20年2月1日臨時株主総会決議に基づく平成20年3月27日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	2,500(注)1	—(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500(注)1、2	—(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	913(注)3	913(注)3
新株予約権の行使期間	自平成22年3月28日 至平成30年2月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 913 資本組入額 457	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 行使期間満了に伴い、当該新株予約権は消滅いたしました。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

① 当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)又は従業員たる地位。

② 当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。
- ①新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とする。
 - ②新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。
 - ③各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。
 - ④新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。
 - ⑤その他の新株予約権の行使条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

②第8回新株予約権（ろ）（平成20年2月1日臨時株主総会決議に基づく平成21年1月29日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数（個）	550（注）1	－（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	550（注）1、2	－（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	913（注）3	913（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成23年1月30日 至 平成30年2月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 913 資本組入額 457	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	（注）5

(注) 1. 平成29年12月31日、当該新株予約権550個はすべて行使されました。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割（株式の無償割当てを含む。以下同様。）又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

① 当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）又は従業員たる地位。

② 当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。
- ①新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とする。
 - ②新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。
 - ③各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。
 - ④新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。
 - ⑤その他の新株予約権の行使条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

③第9回新株予約権（い）（平成21年6月30日定時株主総会決議に基づく平成21年6月30日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数（個）	1,090（注）1	940（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,090（注）1、2	940（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	913（注）3	913（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成31年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 913 資本組入額 457	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	（注）5

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割（株式の無償割当てを含む。以下同様。）又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

① 当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）又は従業員たる地位。

② 当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。
- ①新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とする。
 - ②新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。
 - ③各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。
 - ④新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。
 - ⑤その他の新株予約権の行使条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

④第10回新株予約権（い）（平成22年6月28日定時株主総会決議に基づく平成22年6月28日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数（個）	1,370（注）1	1,320（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,370（注）1、2	1,320（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	913（注）3	913（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成32年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 913 資本組入額 457	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	（注）5

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割（株式の無償割当てを含む。以下同様。）又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

① 当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）又は従業員たる地位。

② 当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。
- ①新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とする。
 - ②新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。
 - ③各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。
 - ④新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。
 - ⑤その他の新株予約権の行使条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑤第11回新株予約権（い）（平成28年3月24日臨時株主総会決議に基づく平成28年5月26日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数（個）	226,000（注）1	219,000（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	226,000（注）1、2	219,000（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	640（注）3	640（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成30年5月28日 至 平成38年3月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 640 資本組入額 320	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	（注）5

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

① 当社及び当社子会社・関連会社の役員（取締役、監査役を含む）又は従業員たる地位。

② 当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。
- ①新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とする。
 - ②新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。
 - ③各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。
 - ④新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。
 - ⑤その他の新株予約権の行使条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑥第11回新株予約権（ろ）（平成28年3月24日臨時株主総会決議に基づく平成29年2月23日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数（個）	20,500	20,000（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,500（注）2	20,000（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	640（注）3	640（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成31年2月25日 至 平成38年3月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 640 資本組入額 320	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	（注）5

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

① 当社及び当社子会社・関連会社の役員（取締役、監査役を含む）又は従業員たる地位。

② 当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。
- ①新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とする。
 - ②新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。
 - ③各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。
 - ④新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。
 - ⑤その他の新株予約権の行使条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

- (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年 3月31日 (注) 1	普通株式 782,000	普通株式 1,958,044 A種株式 900,000 B種株式 350,000	250	3,314	250	3,028
平成28年 3月31日 (注) 2	普通株式 1,971,520 A種株式 △900,000	普通株式 3,929,564 B種株式 350,000	—	3,314	—	3,028
平成28年 3月31日 (注) 3	普通株式 766,703 B種株式 △350,000	普通株式 4,696,267	—	3,314	—	3,028

(注) 1. 有償第三者割当

主な割当先 YCP Holdings Limited、(株)フォーカスキャピタルマネジメント、(株)ソウ・ツー 他5名
782,000株
発行価格 640円
資本組入額 320円

「(株)フォーカスキャピタルマネジメント」は、平成28年4月に「(株)フォーカス」に商号を変更しております。

2. 取得条項付株式の転換によるA種株式900,000株の減少及び普通株式1,971,520株の増加
3. 取得請求権付株式の転換によるB種株式350,000株の減少及び普通株式766,703株の増加

- (5) 【所有者別状況】

平成30年2月28日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	21	1	—	62	84	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	40,046	2,340	—	4,578	46,964	1,067
所有株式数の 割合 (%)	—	—	—	85.25	4.98	—	9.77	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,696,400	46,964	—
単元未満株式	普通株式 1,067	—	—
発行済株式総数	4,697,467	—	—
総株主の議決権	—	46,964	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権の発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

①第8回新株予約権（い）（平成20年2月1日臨時株主総会決議に基づく平成20年3月27日取締役会決議）

決議年月日	平成20年3月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 41（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員7名となっております。

②第8回新株予約権（ろ）（平成20年2月1日臨時株主総会決議に基づく平成21年1月29日取締役会決議）

決議年月日	平成21年1月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2、当社従業員 15（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員5名となっております。

③第9回新株予約権（い）（平成21年6月30日定時株主総会決議に基づく平成21年6月30日取締役会決議）

決議年月日	平成21年6月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1、当社従業員 29（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員8名となっております。

④第10回新株予約権（い）（平成22年6月28日定時株主総会決議に基づく平成22年6月28日取締役会決議）

決議年月日	平成22年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1、当社従業員 28（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員10名となっております。

⑤第11回新株予約権（い）（平成28年3月24日臨時株主総会決議に基づく平成28年5月26日取締役会決議）

決議年月日	平成28年5月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3、当社従業員 31（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、当社従業員28名となっております。

⑥第11回新株予約権（ろ）（平成28年3月24日臨時株主総会決議に基づく平成29年2月23日取締役会決議）

決議年月日	平成29年2月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1、当社従業員 17
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員16名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は保険事業の経営基盤を確立させるフェーズにあるため、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。当面の間は内部留保の充実を図りつつ、事業拡大や事業効率化のための投資、優秀な人材の確保や育成投資等の中長期的投資に充当し、企業価値の増大に努める方針であります。今後につきましては、将来の成長戦略、業績、財務状況等を総合的に勘案して利益配当も検討してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は会社法に規定する中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性10名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長執行役員	山村 鉄平	昭和50年3月27日生	平成9年4月 平成25年5月 平成26年10月 平成28年6月	安田生命保険相互会社(現 明治安田生命保険相互会社)入社 当社入社 当社取締役営業企画管理本部長 当社代表取締役社長執行役員(現任)	(注)3	25,000
取締役	常務執行役員	田中 聡	昭和50年3月6日生	平成12年4月 平成14年4月 平成19年9月 平成20年4月 平成23年10月 平成26年4月 平成27年6月 平成28年4月 平成28年6月	株式会社ベンチャーリンク入社 タツミ総研株式会社(株式会社JAVA DD&A)入社 同社取締役事業開発部長 株式会社日本M&Aセンター入社 当社入社 当社取締役営業推進本部長 当社執行役員営業推進本部長 当社取締役営業推進本部長 当社取締役常務執行役員(現任)	(注)3	25,000
取締役	常務執行役員 財務経理部長	工藤 雄大	昭和52年8月2日生	平成16年12月 平成21年1月 平成23年8月 平成25年6月 平成27年5月 平成27年6月 平成28年4月 平成28年6月	新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 当社入社 当社取締役人事総務部長兼財務経理部長 当社取締役財務経理部長兼資産運用部長 当社執行役員財務経理部長 当社取締役財務経理部長 当社取締役常務執行役員財務経理部長(現任)	(注)3	25,000
取締役	常務執行役員	青山 正明	昭和54年11月25日生	平成16年4月 平成24年6月 平成27年6月 平成28年4月 平成28年5月 平成28年6月 平成28年8月 平成29年4月	株式会社ドリームインキュベータ入社 当社社外取締役 株式会社ドリームインキュベータ執行役員 当社入社 当社執行役員 当社取締役常務執行役員 当社取締役常務執行役員経営企画部長 当社取締役常務執行役員(現任)	(注)3	—
取締役	—	有岡 正裕	昭和28年3月20日生	昭和52年4月 平成19年4月 平成21年6月 平成23年6月 平成28年4月 平成29年1月	日本生命保険相互会社入社 大星ビル管理株式会社出向 同社取締役 同社常務取締役 当社社外監査役 当社取締役(現任)	(注)3	7,000
取締役	—	原田 哲郎	昭和40年9月22日生	昭和56年4月 平成2年4月 平成12年10月 平成18年6月 平成29年11月	海上自衛隊入隊 日本生命保険相互会社入社 株式会社ドリームインキュベータ入社 同社執行役員(現任) 当社取締役(現任)	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	比護 正史	昭和25年12月8日生	昭和48年4月 昭和53年7月 平成元年6月 平成8年7月 平成9年7月 平成10年10月 平成13年7月 平成14年7月 平成16年4月 平成17年1月 平成19年6月 平成24年7月 平成25年4月 平成25年9月 平成25年9月 平成26年6月 平成27年6月 平成28年1月 平成28年4月 平成29年4月	大蔵省入省 室蘭税務署長 銀行局企画官 理財局国有財産総括課長 北海道財務局長 預金保険機構金融再生部長 財務省官房審議官 環境事業団理事 日本環境安全事業株式会社取締役 弁護士登録 株式会社損害保険ジャパン（現 損保ジャパン日本興亜株式会社）顧問 ニッセイ・リース株式会社顧問 白鷗大学大学院法務研究科教授 一般社団法人第二地方銀行協会参与（現任） ブレイクモア法律事務所オブカウンセル 株式会社岡三証券グループ社外監査役 同社社外取締役（現任） ブレイクモア法律事務所パートナー（現任） 当社社外取締役（現任） 白鷗大学法学部教授（現任）	(注) 3	—
常勤 監査役	—	星田 繁和	昭和28年8月31日生	昭和52年4月 平成20年6月 平成24年6月 平成29年1月	三井生命保険相互会社（現 三井生命保険株式会社）入社 同社取締役 公益財団法人三井生命厚生財団理事 長 当社常勤監査役（現任）	(注) 5	—
監査役	—	野崎 晃	昭和32年11月20日生	昭和63年1月 平成7年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成17年6月 平成18年4月 平成18年6月 平成19年6月 平成23年6月 平成23年6月 平成26年4月 平成27年6月 平成27年6月 平成29年6月	弁護士登録 長島・野崎法律事務所開設 野崎法律事務所開設（現任） 株式会社日本エム・ディ・エム監査役 イチカワ株式会社監査役 当社社外監査役（現任） 株式会社マクロミル監査役 株式会社整理回収機構常務執行役員 NECフィールドینگ株式会社監査役 株式会社丸井グループ補欠監査役（現任） 慶応義塾大学大学院法務研究科講師（現任） イチカワ株式会社社外取締役（現任） 株式会社Jオイルミルズ社外取締役 同社監査役（現任）	(注) 5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	島田 容男	昭和44年2月2日生	平成3年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	(注) 5	—
				平成7年9月	公認会計士登録		
				平成12年8月	JPモルガン証券会社入社		
				平成13年8月	ドイツ証券会社入社		
				平成15年4月	フェニックス・キャピタル株式会社入社		
				平成17年8月	コンピタント株式会社マネージングパートナー（現任）		
				平成19年7月	株式会社ケーズカラナリープランニング社外取締役（現任）		
				平成20年4月	税理士登録		
				平成20年5月	コンピタント税理士法人代表社員（現任）		
				平成22年6月	当社社外監査役（現任）		
				平成25年7月	J&M Design Center Sdn Bhd Director		
				平成26年7月	NANAROQ株式会社社外監査役（現任）		
				平成26年10月	ネットスクウェア株式会社社外取締役（現任）		
				平成28年4月	マーチャント・キャピタル株式会社社外取締役（現任）		
計							82,000

- (注) 1. 取締役比護 正史は、社外取締役であります。
2. 監査役星田 繁和、野崎 晃及び島田 容男は、社外監査役であります。
3. 平成29年6月8日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成29年11月28日開催の臨時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成29年6月8日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員は除く）の氏名及び担当は以下のとおりであります。

役名	氏名	担当
執行役員	前田 兄太	保険金サービス部、契約サービス部
執行役員	河村 陽介	営業企画部
執行役員	雨宮 士朗	コンプライアンス・リスク管理部

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

〔1〕コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」を経営理念に掲げ、健全かつ安定した事業経営、保険契約者さまの保護、顧客の利便性向上及び透明性のある経営を軸として企業価値向上に努めております。

これらを推進する経営態勢として、当社は執行役員制度の導入による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る一方で、監査役制度の採用、独立役員要件を満たす社外取締役及び社外監査役の選任等を通じて経営監督機能を強化し、実効性のあるコーポレート・ガバナンス態勢の構築に努めております。

〔2〕会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社のコーポレート・ガバナンス態勢に係る主要な機関・機能は次のとおりであります。

①取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（うち1名は社外取締役）で構成され、業務執行に関する重要な意思決定を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。当社の取締役会は、原則月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

②経営会議

当社は、意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図ることを目的とし、執行役員制度を導入し、取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を設置しております。経営会議は、毎月2回以上開催し、取締役会付議事項の立案、取締役会の決定した経営の基本方針に基づく経営に関する重要事項について協議を行っております。

③監査役会

当社は、取締役会が経営の基本方針や重要な業務執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する態勢が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会を設置しております。当社の監査役会は、監査役3名（全員が社外監査役）で構成されております。監査役会は、原則月1回開催し、監査に関する重要な事項についての協議・決議をしております。各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席する他、会計監査人及び内部監査部門と相互に緊密な連携を通して、業務及び財産の状況の監査、取締役の業務執行を監督しております。

④監査部

当社は、代表取締役直轄の部署として監査部を設置し、内部監査担当者を3名配置し、内部監査を実施しております。監査部は、社内の各部門から独立した組織として客観的な立場から、法令遵守態勢等を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証・評価を行い、課題の改善に向けた指摘・提言を行っております。

⑤内部統制システムの整備状況

内部統制については、以下の態勢を構築することを目的とし、各種規程の整備、職務権限、職務分掌の明確化等、適切な内部統制システムを整備しております。

イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する態勢

- a. 社内規程を定め、取締役会等の重要会議の議事録及び関連資料その他取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理の徹底を図るものとする。
- b. 取締役及び監査役は、これらの記録を常時閲覧できるものとする。

ロ. 損失の危険の管理に関する規程その他の態勢

- a. 取締役会で適切なリスクマネジメントを行うため、リスク管理規程を定め、各種リスクについて常に把握できる態勢を整備するものとする。
- b. リスク管理の状況については監査部の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告等を行うものとする。

ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確認するための態勢

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回以上の取締役会を開催し、また、迅速な意思決定を行うため、必要に応じ臨時取締役会又は電子による取締役会を開催し、重要な決定を行うものとする。
- b. 社内規程、職務権限、意思決定ルール等を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる態勢を整備するものとする。

- ニ. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための態勢
 - a. 取締役会及び経営会議における取締役・執行役員による職務執行の状況報告を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認するものとする。また、経営会議の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守態勢の全般的統制・管理を行うものとする。
 - b. コンプライアンス委員会においては、コンプライアンス課題への対応の具体的実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定めるとともに、その進捗を管理するためにコンプライアンスに関する統括部署を設置するものとする。
 - c. 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を設置し、定期的な内部監査を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について実査及び評価を行うものとする。内部監査結果については、取締役会等への報告ならびにコンプライアンス委員会への連携を行うものとする。
 - d. 専用通報相談窓口を設置し、法令遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む）には、公益通報者保護法に基づく通報を行うことが可能な態勢を整備するものとする。
 - e. 反社会的勢力とは一切の関係遮断に取り組むこととし、コンプライアンス委員会で対応態勢を整備し、社内啓蒙の推進等を行うとともに、外部専門機関とも連携して毅然たる対応を行うものとする。

- ホ. 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための態勢
 - a. 親会社に対して業務の執行状況、当社の重要事項を適時報告する等により情報交換を行い、企業集団としての業務の適正確保に努めるものとする。

- ヘ. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項
 - a. 常勤監査役がその職務を補助する職員を必要とする場合は、代表取締役に対してその配置を要請できるものとし、代表取締役は速やかに当該職員を配置するものとする。
 - b. 当該職員に対する人事考課、人事異動及び懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。
 - c. 当該職員は、その業務に関して監査役の指揮命令にのみ服し、取締役等からの指揮命令を受けないこととする。
 - d. 当該職員は、その業務に関して必要な情報収集権限を有するものとする。

- ト. 監査役への報告に関する態勢
 - a. 役職員は、重大な法令・定款違反その他会社の業務又は業績に与える重要な事項について、速やかに監査役に報告することとし、また、コンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的に監査役に報告することとする。
 - b. 監査役へ報告をした役職員に対し、会社は当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならないこととする。監査役は、その事実を知ったときは、代表取締役に対して是正を要請することができる。
 - c. 監査役が、取締役の職務執行に関して意見を表明し、又はその改善を勧告したときは、当該取締役は指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告する。
 - d. 役職員は、内部通報制度の通報内容を速やかに監査役に連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告する。

- チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための態勢
 - a. 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べることができるものとする。
 - b. 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
 - c. 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催するものとする。
 - d. 監査役が、取締役、内部監査部門、会計監査人及びその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者（保険計理人や役職員等）との十分な意見交換を行う機会を確保する。
 - e. 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、適切に処理する。

⑥会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任し、監査契約を締結しております。当社の監査業務を執行する社員は、佐々木浩一郎及び鴨下裕嗣であります。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他19名であります。継続監査年数につきましては7年を超えておりません。

⑦社外取締役及び社外監査役

当社は、経営監督機能の強化を目的として、社外取締役1名、取締役の職務執行の監視機能強化を目的として、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役比護正史氏は、弁護士としての専門的見地及び企業法務の分野における経験及び見識から、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

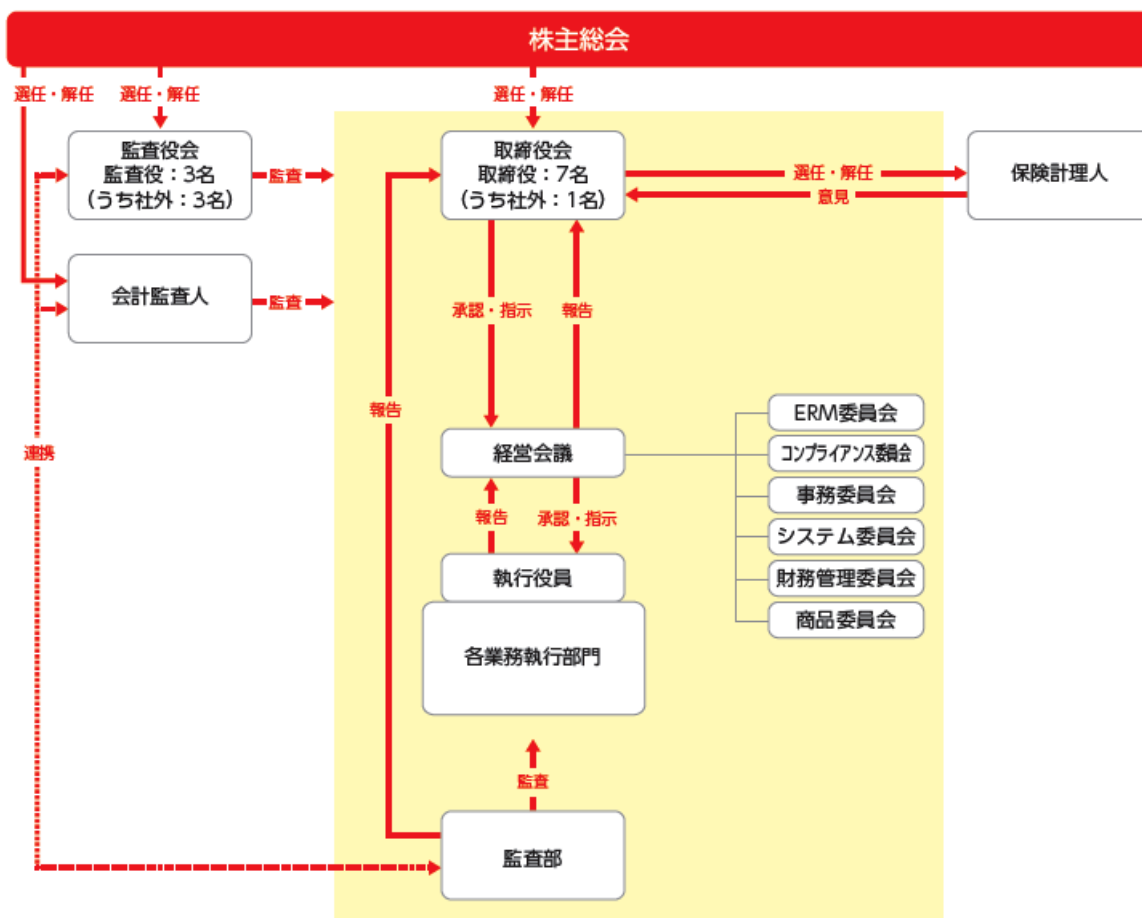
社外監査役野崎晃氏は弁護士としての専門的見地から、島田容男氏は公認会計士としての専門的見地から、星田繁和氏は保険業及び経営全般に関する見識から、それぞれ当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

なお、いずれも当社との間に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するにあたり、独立性に関する基準又は方針はありませんが、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考に、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、期待される職務を適切かつ十分に遂行いただける方を選任しております。

また、社外取締役は取締役会に出席するほか、取締役等と意見を交換することを通じて、取締役の業務の執行を監督しております。また、社外監査役は取締役会への出席のほか、それぞれ独立の立場で監査を実施し、監査役、監査部並びに会計監査人と定期的に意見交換を重ねることで相互連携を図り、取締役の職務執行に対する監査を行っております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。



[3] リスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の整備の状況

① リスク管理態勢の整備状況

イ. ERMに関する組織態勢

経営会議の諮問機関として、平成29年4月からERM委員会を設置し、全社リスクの分析及びそれに基づく対応の検討・実施、リスク管理態勢の適切な運営並びにリスク情報の経営計画等への反映のため、以下の事項につき協議するものとしております。また、ERM態勢整備は当社の喫緊の課題であることから、取組を具体的に進める上で外部の専門的知見（外部専門家等）を通じサポートを受けながら進めていく態勢を整えております。

- ・ 統合的リスク管理態勢の構築・高度化に関する事項
- ・ 統合的リスクの評価・モニタリングに関する事項
- ・ 個別リスク管理の推進・高度化に関する事項
- ・ 資産・負債の総合的な管理に関する事項
- ・ ストレス・テストに関する事項
- ・ 資本配賦運営に関する事項

ロ. リスク管理方針（リスク選好（アペタイト））

当社の規模及びペット保険専業という業務特性を考慮し、以下のリスクを管理すべきリスクとして特定し、「リスク管理規程」を整備しております。

- ・ 保険引受リスク
- ・ 資産運用リスク
- ・ 流動性リスク
- ・ 事務リスク
- ・ システムリスク

現在は、全社ベースの健全性を確保する仕組みとして、ソルベンシー・マージン比率を使用しておりますが、中期経営計画においてERM経営の推進を重要な戦略として掲げ、全社ベースの配賦可能資本、リスク許容度、リスク選好、リスクリミット等について、本計画期間中に検討することを予定しております。

ハ. リスクプロファイルとリスクの測定

当社のリスクプロファイルとしては、以下の特徴が挙げられます。

- ・ 一般保険リスクがリスク全体の90%程度を占めている。
- ・ 資産運用リスク及び経営管理リスクは限定的である。
- ・ リスク間の分散効果はほとんど無い。
- ・ 損害率が低い水準にある現状においては、保険引受リスクは正味既経過保険料に比例している。

ニ. リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）

当社の保有するリスクは保険引受リスクが約90%を占めており、ビジネスラインはペット保険のみです。このため、現在は、ビジネスラインやリスクカテゴリーごとのORSAは実施していませんが、次期中期計画においては、資産運用リスクやその他のリスクテイクについては厳格なリスクリミットを設定し抑制する方針にしております。

また平成28年度は、当社の規模や事業特性から想定される下記のシナリオを洗い出し、当社のビジネスモデルに鑑みて、経営に直接影響があると思われるものについてはストレス・テスト及びリバースストレステストを実施しております。

- ・ 急激な金利変動
- ・ 当社のペット保険が対象としている犬や猫のパンデミック型の疾病の発生
- ・ 社会情勢や法規制の変更に伴うペット保険への影響
- ・ 診療費単価上昇
- ・ 自然災害・大規模災害の発生
- ・ 損害率の急激な上昇
- ・ 新規契約獲得が無い場合
- ・ 新規契約の大量獲得
- ・ 事業費率の急激な上昇
- ・ 個人情報流出
- ・ 全データの消失

さらに平成28年度は資産運用の拡大に伴い資産運用リスクが上昇したことから、資産運用リスクに焦点を当てた以下のストレステストを実施しております。

- ・ ヒストリカルシナリオ（リーマンショック級の世界経済不安が生じた場合の最大損失額）

・仮想シナリオ（国内株式、国内債券、国内不動産、先進国債券のストレスが同時に発生した場合の最大損失額

ストレステストでは、ソルベンシー・マージン比率が200%未満となる状態を定量的に把握するとともに、そのシナリオの蓋然性について評価することを目的としております。

中期経営計画の策定プロセスにおいては、「どのようなリスクをどの程度まで取ってリターンを獲得するか」という経営の基本的な指針について広く議論するために、保険料収入について3つのシナリオ（楽観的、ベース、悲観的）を想定し、全社ベースの健全性を確保するための経営指標であるソルベンシー・マージン比率がどのように推移するのかを経営会議及び取締役会で確認しております。また、健全性の観点から目指すべきソルベンシー・マージン比率の目安を350%と置き、これを維持するために必要な追加資本についても検討しております。

また、現在行っている商品料率や商品施策等に関する重要な取組みは以下のとおりです。

- ・ロスレシオの分析（商品別、チャンネル別、年齢別等）を通じた商品料率、販売戦略の検討
- ・代理店別のプロフィットテスト（代理店毎の収益状況をモニタリング）を通じた販売戦略の検討

ホ. ORSAの評価・検証

平成28年度の監査部による内部監査では、ORSAの評価・検証の一環として、統合的リスク管理態勢（ストレステストの実施等）、保険引受リスク管理態勢（商品販売開始後のフォローアップ態勢の整備状況等）、資産運用リスク管理態勢、オペレーショナル・リスク等管理態勢を重点監査項目としております。

また、平成29年度からは、ERM委員会への出席等のモニタリング活動も行っております。

〔4〕 役員報酬等

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

平成29年3月期における当社の取締役及び監査役の役員報酬の金額は、以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	106	90	—	16	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	1	1	—	—	—	1
社外取締役	10	10	—	—	—	1
社外監査役 (注)	16	16	—	—	—	4

(注) 社外監査役1名は、平成29年1月1日付で当社取締役に選任され、新たに社外監査役を1名選任しているため、対象となる役員の員数は延べ人数で記載しております。

② 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

③ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

④ 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員報酬の算定方法の決定方針は定めておりませんが、役員報酬の額については、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、業務執行の状況、貢献度等を基準として、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

〔5〕 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

〔6〕 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

〔7〕取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。これらは、定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

〔8〕株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に定める事項について定めることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

〔9〕株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

〔10〕株式保有の状況

①投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
㈱青森銀行	35,000	11	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため

当事業年度

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額ならびに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
16	0	17	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場のための制度に関する調査であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査法人に対する監査報酬額について、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較や監査時間及び報酬額の推移を確認し、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条の規定に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)並びに同規則第54条及び第73条の規定に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。
なお、当社は四半期財務諸表等規則第4条の2第3項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)及び当事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が行うセミナーへの参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
現金及び預貯金	5,258	5,113
現金	0	0
預貯金	5,258	5,113
有価証券	13	683
株式	11	-
外国証券	-	100
その他の証券	1	583
貸付金	-	8
一般貸付	-	8
有形固定資産	※1 68	※1 109
建物（純額）	28	28
その他の有形固定資産（純額）	39	80
無形固定資産	63	415
ソフトウェア	59	54
ソフトウェア仮勘定	3	360
その他の無形固定資産	0	0
その他資産	1,304	1,576
未収保険料	462	576
未収金	526	622
未収収益	0	2
預託金	120	185
仮払金	128	147
その他の資産	66	42
繰延税金資産	275	278
貸倒引当金	△5	△5
資産の部合計	6,978	8,179
負債の部		
保険契約準備金	3,640	4,601
支払備金	※3 470	※3 632
責任準備金	※4 3,169	※4 3,969
その他負債	509	500
未払法人税等	32	129
預り金	2	11
未払金	471	351
仮受金	0	1
リース債務	2	6
賞与引当金	144	174
役員賞与引当金	10	16
特別法上の準備金	0	1
価格変動準備金	0	1
負債の部合計	4,304	5,293

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,314	3,314
資本剰余金		
資本準備金	3,028	3,028
資本剰余金合計	3,028	3,028
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△3,666	△3,470
利益剰余金合計	△3,666	△3,470
株主資本合計	2,676	2,872
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2	13
評価・換算差額等合計	△2	13
純資産の部合計	2,674	2,886
負債及び純資産の部合計	6,978	8,179

【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

当第3四半期会計期間
(平成29年12月31日)

資産の部	
現金及び預貯金	4,445
有価証券	1,971
貸付金	23
有形固定資産	169
無形固定資産	270
その他資産	1,880
未収保険料	709
未収金	721
その他の資産	449
繰延税金資産	172
資産の部合計	8,934
負債の部	
保険契約準備金	5,533
支払備金	838
責任準備金	4,695
その他負債	469
役員賞与引当金	141
賞与引当金	18
特別法上の準備金	2
価格変動準備金	2
負債の部合計	6,166
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,315
資本剰余金	3,028
利益剰余金	△3,574
株主資本合計	2,769
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△1
評価・換算差額等合計	△1
純資産の部合計	2,767
負債及び純資産の部合計	8,934

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
経常収益	8,128	10,071
保険引受収益	8,126	10,067
正味収入保険料	※2 8,126	※2 10,067
資産運用収益	1	4
利息及び配当金収入	※7 1	※7 3
有価証券売却益	—	0
その他経常収益	0	—
経常費用	7,820	9,773
保険引受費用	4,638	5,851
正味支払保険金	※3 2,816	※3 3,628
損害調査費	169	277
諸手数料及び集金費	※4 829	※4 984
支払備金繰入額	※5 104	※5 161
責任準備金繰入額	※6 719	※6 799
営業費及び一般管理費	※1 3,190	3,921
その他経常費用	△8	0
支払利息	0	0
貸倒引当金繰入額	△9	—
その他の経常費用	0	0
経常利益	307	297
特別損失	0	6
固定資産処分損	—	※8 5
特別法上の準備金繰入額	0	0
価格変動準備金繰入額	0	0
税引前当期純利益	307	291
法人税及び住民税	17	102
法人税等調整額	183	△7
法人税等合計	201	94
当期純利益	106	196

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
経常収益	8,995
保険引受収益	8,953
(うち正味収入保険料)	8,953
資産運用収益	38
(うち利息及び配当金収入)	18
(うち有価証券売却益)	20
その他経常収益	3
経常費用	8,679
保険引受費用	5,312
(うち正味支払保険金)	3,302
(うち損害調査費)	235
(うち諸手数料及び集金費)	841
(うち支払備金繰入額)	205
(うち責任準備金繰入額)	726
営業費及び一般管理費	3,359
その他経常費用	7
(うち支払利息)	0
経常利益	316
特別損失	257
固定資産処分損	256
特別法上の準備金繰入額	1
価格変動準備金繰入額	1
税引前四半期純利益	58
法人税及び住民税	55
法人税等調整額	107
法人税等合計	163
四半期純損失(△)	△104

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	3,064	2,777	2,777	△3,772	△3,772	2,069
当期変動額						
新株の発行	250	250	250			500
当期純利益				106	106	106
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	250	250	250	106	106	606
当期末残高	3,314	3,028	3,028	△3,666	△3,666	2,676

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	—	2,069
当期変動額			
新株の発行			500
当期純利益			106
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2	△2	△2
当期変動額合計	△2	△2	604
当期末残高	△2	△2	2,674

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	3,314	3,028	3,028	△3,666	△3,666	2,676
当期変動額						
当期純利益				196	196	196
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計				196	196	196
当期末残高	3,314	3,028	3,028	△3,470	△3,470	2,872

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2	△2	2,674
当期変動額			
当期純利益			196
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15	15	15
当期変動額合計	15	15	212
当期末残高	13	13	2,886

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	307	291
減価償却費	48	57
支払備金の増減額 (△は減少)	104	161
責任準備金の増減額 (△は減少)	719	799
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△15	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	44	30
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△40	6
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	0	0
利息及び配当金収入	△1	△3
有価証券関係損益 (△は益)	—	0
支払利息	0	0
有形固定資産関係損益 (△は益)	0	5
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△213	△219
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	280	△121
小計	1,234	1,007
利息及び配当金の受取額	1	2
利息の支払額	△0	0
法人税等の支払額	△42	△17
法人税等の還付額	—	21
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,193	1,014
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	△0	441
有価証券の取得による支出	△13	△664
有価証券の売却・償還による収入	—	13
貸付けによる支出	—	△8
貸付金の回収による収入	—	0
資産運用活動計	△13	△218
営業活動及び資産運用活動計	1,179	796
有形固定資産の取得による支出	△14	△74
無形固定資産の取得による支出	△31	△354
預託金の差入による支出	△8	△71
預託金の回収による収入	1	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△65	△717
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△1	△1
株式の発行による収入	500	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	498	△1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,626	294
現金及び現金同等物の期首残高	1,592	3,218
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,218	※1 3,513

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期累計期間
 (自 平成29年4月1日
 至 平成29年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	58
減価償却費	50
支払備金の増減額 (△は減少)	205
責任準備金の増減額 (△は減少)	726
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△5
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△32
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	2
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	1
利息及び配当金収入	△18
有価証券関係損益 (△は益)	△20
支払利息	0
有形固定資産関係損益 (△は益)	257
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△305
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	19
小計	940
利息及び配当金の受取額	17
利息の支払額	△0
法人税等の支払額	△159
営業活動によるキャッシュ・フロー	797
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△1,435
有価証券の売却・償還による収入	150
貸付けによる支出	△21
貸付金の回収による収入	6
資産運用活動計	△1,299
営業活動及び資産運用活動計	△502
有形固定資産の取得による支出	△50
無形固定資産の取得による支出	△110
預託金の差入による支出	△2
預託金の回収による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,463
財務活動によるキャッシュ・フロー	
新株の発行による収入	1
リース債務の返済による支出	△3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△667
現金及び現金同等物の期首残高	3,513
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 2,845

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

その他の有形固定資産 4年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定及び償却・引当規程に基づいて、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

(4) 価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

その他の有形固定資産 4年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定及び償却・引当規程に基づいて、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

(4) 価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2百万円増加しております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

1. 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ① (分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ② (分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件
- ③ (分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④ (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤ (分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

2. 適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年 3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

前事業年度 (平成28年 3月31日)	当事業年度 (平成29年 3月31日)
132	119

2 貸付金には、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権に該当するものはありません。なお、それぞれの定義は、以下のとおりであります。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

※3 支払備金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年 3月31日)	当事業年度 (平成29年 3月31日)
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	470	632
同上に係る出再支払備金	—	—
差引(イ)	470	632
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	—	—
計(イ+ロ)	470	632

※4 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年 3月31日)	当事業年度 (平成29年 3月31日)
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	2,135	2,612
同上に係る出再責任準備金	—	—
差引(イ)	2,135	2,612
その他の責任準備金(ロ)	1,034	1,356
計(イ+ロ)	3,169	3,969

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引による収益費用の総額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
収益の総額	—	—
費用の総額	7	—

(注) 費用の内容は給与等であります。

※2 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
収入保険料	8,126	10,067
支払再保険料	—	—
差引	8,126	10,067

※3 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
支払保険金	2,816	3,628
回収再保険金	—	—
差引	2,816	3,628

※4 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
支払諸手数料及び集金費	829	984
出再保険手数料	—	—
差引	829	984

※5 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
支払備金繰入額（出再支払備金控除前、 （ロ）に掲げる保険を除く）	104	161
同上に係る出再支払備金繰入額	—	—
差引（イ）	104	161
地震保険および自動車損害賠償責任保険に 係る支払備金繰入額（ロ）	—	—
計（イ+ロ）	104	161

※6 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	458	477
同上に係る出再責任準備金繰入額	—	—
差引（イ）	458	477
その他の責任準備金繰入額（ロ）	260	322
計（イ+ロ）	719	799

※7 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
預貯金利息	1	0
有価証券利息・配当金	0	3
貸付金利息	—	0
計	1	3

※8 固定資産処分損の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他の有形固定資産	—	5
ソフトウェア	—	0
計	—	5

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	1,176	3,520	—	4,696
A種株式(注)2	900	—	900	—
B種株式(注)3	350	—	350	—
合計	2,426	3,520	1,250	4,696

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加3,520千株は、第三者割当増資による増加782千株、A種株式の普通株式への転換による増加1,971千株、B種株式の普通株式への転換による増加766千株であります。

2. A種株式の発行済株式総数の減少900千株は、普通株式への転換による減少であります。

3. B種株式の発行済株式総数の減少350千株は、普通株式への転換による減少であります。

4. 自己株式については、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度期末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類、数は(ストック・オプション等関係)に記載しております。

2. スtock・オプション付与時における当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	4,696	—	—	4,696
合計	4,696	—	—	4,696

(注) 自己株式については、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（百万円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度期末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類、数は（ストック・オプション等関係）に記載しております。

2. スtock・オプション付与時における当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預貯金	5,258	5,113
有価証券	13	683
預入期間が3か月を超える定期預金	△2,041	△1,600
現金同等物以外の有価証券	△11	△683
現金及び現金同等物	3,218	3,513

2 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成28年3月31日)
1年内	112
1年超	—
合計	112

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成29年3月31日)
1年内	85
1年超	107
合計	193

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、損害保険業を営んでおり、顧客から保険料として収受した資金等を運用資金としております。そのため、資産の安全性及び流動性に留意し、財務の健全性を維持する資産運用を行っております。現時点では運用の対象を主に短期の預金とし、損害保険業に求められる保険金の円滑な支払いを担保しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は主に預貯金、有価証券、保険料の未収債権であり、以下のリスクに晒されております。

預貯金は、主として普通預金及び定期預金であり、預入先の信用リスクや予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる資金繰りリスクに晒されております。

有価証券は、主として株式であり、発行体の信用リスク、金利・株価・為替等の相場変動による市場リスク、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクに晒されております。

未収保険料及び未収金は、顧客及び収納代行会社等の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義や管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程を取締役会で定め、これらの方針・規程に基づくリスク管理体制の下、取締役会が定めた投資方針に従い、財務管理委員会において協議し、資産運用部門が取引を執行しております。また、財務経理部門が事務管理を行うなど、取引部門と管理部門を明確に分離するとともに、組織横断的なリスク管理のため、関係役員から構成される財務管理委員会が定期的に資産運用状況のモニタリングを行うことで、相互牽制が機能する態勢を整えております。

上記に加え、個別に以下のリスク管理を行っております。

ア. 信用リスク

預貯金及び有価証券については、資産運用リスク管理規程に基づきリスク・リミットを設け、預入先を格付の高い金融機関や発行体に限定するとともに、特定与信先への集中を避けることによりリスクをコントロールしております。

未収保険料及び未収金については、資産の自己査定および償却・引当規程等に基づき、期日管理及び残高管理を行うことによりリスクをコントロールしております。

イ. 市場リスク

有価証券の市場リスクについては、各資産のリスク量が取締役会において定めたリスク・リミットを超えていないことを定期的に検証し、適切にリスクをコントロールしております。

ウ. 流動性リスク

流動性リスクには、資金繰りリスクと市場流動性リスクがあります。資金繰りリスクについては、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び区分に応じた対応を定め、資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる態勢を構築しております。また、市場流動性リスクについては、最低限維持すべき資金を確保するとともに、流動性の高い資産の保有状況、キャッシュ・フローの状況、個別金融商品の状況等を把握することにより、適切にリスクをコントロールしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	5,258	5,258	—
(2) 有価証券	13	13	—
(3) 未収保険料	462	462	—
(4) 未収金	526	526	—
資産計	6,259	6,259	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預貯金、(3) 未収保険料、(4) 未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

時価については、取引所の価格によっております。また、投資信託については、資産運用会社から提示される基準価格によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金	5,258	—	—	—
未収保険料	462	—	—	—
未収金	526	—	—	—
合計	6,246	—	—	—

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、損害保険業を営んでおり、顧客から保険料として收受した資金等を運用資金としております。そのため、資産の安全性及び流動性に留意し、財務の健全性を維持したうえで安定的な収益確保を目指した資産運用を行っております。当年度は短期の預金を中心に、投資信託等についても運用対象とし、市場リスク、信用リスク等の資産運用に関するリスクを取得しておりますが、当社の資産運用リスク管理方針に従ってリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は主に預貯金、有価証券、保険料の未収債権であり、以下のリスクに晒されております。

預貯金は、主として普通預金及び定期預金であり、預入先の信用リスクや予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる資金繰りリスクに晒されております。また、預貯金の一部はデリバティブ内包型預金であり、満期日において元本金額が全額支払われる安全性が高い金融商品であります。当該契約は金利の変動リスクを内包しております。

有価証券は、主として投資信託であり、発行体の信用リスク、金利・株価・為替等の相場変動による市場リスク、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクに晒されております。

未収保険料及び未収金は、顧客及び収納代行会社等の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義や管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程を取締役会で定め、これらの方針・規程に基づくリスク管理体制の下、取締役会が定めた投資方針に従い、財務管理委員会において協議し、資産運用部門が取引を執行しております。また、財務経理部門が事務管理を行うなど、取引部門と管理部門を明確に分離するとともに、組織横断的なリスク管理のため、関係役員から構成される財務管理委員会が定期的に資産運用状況のモニタリングを行うことで、相互牽制が機能する態勢を整えております。

上記に加え、個別に以下のリスク管理を行っております。

ア. 信用リスク

預貯金及び有価証券については、資産運用リスク管理規程に基づきリスク・リミットを設け、預入先を格付の高い金融機関や発行体に限定するとともに、特定与信先への集中を避けることによりリスクをコントロールしております。

未収保険料及び未収金については、資産の自己査定および償却・引当規程等に基づき、期日管理及び残高管理を行うことによりリスクをコントロールしております。

イ. 市場リスク

有価証券の市場リスクについては、各資産のリスク量が取締役会において定めたリスク・リミットを超えていないことを定期的に検証し、適切にリスクをコントロールしております。また、預貯金の一部であるデリバティブ内包型預金の金利の変動リスクについては、定期的に時価を把握する体制をとっております。

ウ. 流動性リスク

流動性リスクには、資金繰りリスクと市場流動性リスクがあります。資金繰りリスクについては、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び区分に応じた対応を定め、資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる態勢を構築しております。また、市場流動性リスクについては、最低限維持すべき資金を確保するとともに、流動性の高い資産の保有状況、キャッシュ・フローの状況、個別金融商品の状況等を把握することにより、適切にリスクをコントロールしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	5,113	5,105	△8
(2) 有価証券	683	683	—
(3) 未収保険料	576	576	—
(4) 未収金	622	622	—
資産計	6,996	6,988	△8

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預貯金、(3) 未収保険料、(4) 未収金

短期間で決済される預貯金の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。一部の預貯金はデリバティブ内包型預金であり、時価の算定は取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

時価については、取引所の価格によっております。また、投資信託については、資産運用会社から提示される基準価格によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金	5,013	—	—	100
未収保険料	576	—	—	—
未収金	622	—	—	—
合計	6,212	—	—	100

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

前事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

4. その他有価証券

前事業年度（平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11	13	△2
	外国証券	—	—	—
	その他	1	1	—
	小計	13	15	△2
合計		13	15	△2

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	583	564	19
	小計	583	564	19
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	—	—	—
	外国証券	100	100	—
	その他	—	—	—
	小計	100	100	—
合計		683	664	19

5. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	13	0	—
外国証券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	13	0	—

(金銭の信託関係)

前事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、キャッシュ・バランス・プラン型の確定給付企業年金制度を採用しております。

当社は、複数事業主制度による企業年金基金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に処理しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に処理する、企業年金基金制度への要拠出額は、当事業年度18百万円であります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	(単位：百万円)
	当事業年度 (平成28年3月31日)
年金資産の額	3,826
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	3,578
差引額	247

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

0.35 %

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の別途積立金214百万円及び当年度剰余金33百万円にあります。

また、上記(2)の割合は、当社の実際の負担割合とは一致しません。

なお、上記については財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点の情報に基づき作成しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、キャッシュ・バランス・プラン型の確定給付企業年金制度を採用しております。

当社は、複数事業主制度による企業年金基金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に処理しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に処理する、企業年金基金制度への要拠出額は、当事業年度41百万円であります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	(単位：百万円)
	当事業年度 (平成29年3月31日)
年金資産の額	6,547
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	6,218
差引額	329

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

0.52%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の別途積立金247百万円及び当年度剰余金81百万円にあります。

また、上記(2)の割合は、当社の実際の負担割合とは一致しません。

なお、上記については財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点の情報に基づき作成しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権 (い)	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権 (ろ)	平成21年ストック・オプション 第9回新株予約権 (い)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 41名	当社取締役 2名 当社従業員 15名	当社取締役 1名 当社従業員 29名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 19,700株	普通株式 7,500株	普通株式 7,730株
付与日	平成20年3月28日	平成21年1月30日	平成21年7月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年3月28日から 平成30年2月1日まで	平成23年1月30日から 平成30年2月1日まで	平成23年7月1日から 平成31年6月30日まで

	平成21年ストック・オプション 第9回新株予約権 (ろ)	平成22年ストック・オプション 第10回新株予約権 (い)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 3名	当社取締役 1名 当社従業員 28名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 7,500株	普通株式 6,130株
付与日	平成21年10月23日	平成22年7月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年7月1日から 平成31年6月30日まで	平成24年7月1日から 平成32年6月28日まで

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成20年ストック・ オプション 第8回新株予約権 (い)	平成20年ストック・ オプション 第8回新株予約権 (ろ)	平成21年ストック・ オプション 第9回新株予約権 (い)
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	3,250	550	1,300
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	3,250	550	1,300

	平成21年ストック・ オプション 第9回新株予約権 (ろ)	平成22年ストック・ オプション 第10回新株予約権 (い)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	2,500	1,700
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	2,500	250
未行使残	—	1,450

②単価情報

	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権 (い)	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権 (ろ)	平成21年ストック・オプション 第9回新株予約権 (い)
権利行使価格 (円)	913	913	913
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—

	平成21年ストック・オプション 第9回新株予約権 (ろ)	平成22年ストック・オプション 第10回新株予約権 (い)
権利行使価格 (円)	913	913
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—

(注)平成23年9月16日付および平成28年3月31日付で第三者割当増資による新株式の発行を行っております。これにより権利行使価格が調整されております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産評価額方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

—百万円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

—百万円

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権（い）	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権（ろ）	平成21年ストック・オプション 第9回新株予約権（い）
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 41名	当社取締役 2名 当社従業員 15名	当社取締役 1名 当社従業員 29名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 19,700株	普通株式 7,500株	普通株式 7,730株
付与日	平成20年3月28日	平成21年1月30日	平成21年7月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年3月28日から 平成30年2月1日まで	平成23年1月30日から 平成30年2月1日まで	平成23年7月1日から 平成31年6月30日まで

	平成22年ストック・オプション 第10回新株予約権（い）	平成28年ストック・オプション 第11回新株予約権（い）	平成28年ストック・オプション 第11回新株予約権（ろ）
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1名 当社従業員 28名	当社取締役 3名 当社従業員 31名	当社取締役 1名 当社従業員 17名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 6,130株	普通株式 227,500株	普通株式 20,500株
付与日	平成22年7月1日	平成28年5月27日	平成29年2月24日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成24年7月1日から 平成32年6月28日まで	平成30年5月28日から 平成38年3月23日まで	平成31年2月25日から 平成38年3月23日まで

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成20年ストック・ オプション 第8回新株予約権 (い)	平成20年ストック・ オプション 第8回新株予約権 (ろ)	平成21年ストック・ オプション 第9回新株予約権 (い)
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	3,250	550	1,300
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	750	—	210
未行使残	2,500	550	1,090

	平成22年ストック・ オプション 第10回新株予約権 (い)	平成28年ストック・ オプション 第11回新株予約権 (い)	平成28年ストック・ オプション 第11回新株予約権 (ろ)
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	227,500	20,500
失効	—	1,500	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	226,000	20,500
権利確定後 (株)			
前事業年度末	1,450	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	80	—	—
未行使残	1,370	—	—

②単価情報

	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権 (い)	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権 (ろ)	平成21年ストック・オプション 第9回新株予約権 (い)
権利行使価格 (円)	913	913	913
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—

	平成22年ストック・オプション 第10回新株予約権 (い)	平成28年ストック・オプション 第11回新株予約権 (い)	平成28年ストック・オプション 第11回新株予約権 (ろ)
権利行使価格 (円)	913	640	640
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注)平成23年9月16日付および平成28年3月31日付で第三者割当増資による新株式の発行を行っております。これにより平成20年ストック・オプション、平成21年ストック・オプションおよび平成22年ストック・オプションについて、権利行使価格が調整されております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

—百万円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

—百万円

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成28年 3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成28年 3月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	1
普通責任準備金	60
異常危険準備金	289
賞与引当金	40
未払事業税	7
減価償却費	1
その他	34
繰越欠損金	302
繰延税金資産小計	738
評価性引当額	△463
繰延税金資産合計	275

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

	当事業年度 (平成28年 3月31日)
法定実効税率	28.9
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.4
住民税均等割	5.6
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9
評価性引当額の増減	24.1
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	65.5

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.9%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については28.2%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.0%となっております。

この税率変更により、繰延税金資産は5百万円減少し、当期純利益は5百万円減少しております。

また、欠損金の繰越控除制度において、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額が、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額が、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額が控除限度額とされたことにより、繰延税金資産は12百万円減少し、当期純利益は12百万円減少しております。

当事業年度（平成29年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

当事業年度
（平成29年3月31日）

繰延税金資産	
貸倒引当金	1
事業税	8
普通責任準備金	73
異常危険準備金	379
賞与引当金	49
減価償却費	0
その他	57
繰越欠損金	164
繰延税金資産小計	736
評価性引当額	△452
繰延税金資産合計	283
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5
繰延税金負債合計	△5
繰延税金資産の純額	278

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：％）

当事業年度
（平成29年3月31日）

法定実効税率	28.2
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1
住民税均等割	5.9
評価性引当額の増減	△3.6
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、損害保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社は、損害保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、製品及びサービスごとの記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

経常収益全体に占める本邦の割合及び有形固定資産全体に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、主要な顧客ごとの記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、製品及びサービスごとの記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

経常収益全体に占める本邦の割合及び有形固定資産全体に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、主要な顧客ごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	山内宏隆	—	—	当社代表取締役社長	（被所有） 直接0.5	増資引受	増資引受	16	—	—
役員	山村鉄平	—	—	当社取締役	（被所有） 直接0.5	増資引受	増資引受	16	—	—

（注） 取引条件及び取引条件の決定方針等

増資引受の価額については、第三者が算定した株式価値評価を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ドリームインキュベータ（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ドリームインキュベータ（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	569円40銭
1株当たり当期純利益金額	43円60銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の金額の算定上、種類株式は普通株式と同等と判断し、期中平均株式数は普通株式と種類株式の合計により算出しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益金額 (百万円)	106
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (百万円)	106
普通株式の期中平均株式数 (千株)	2,432
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の数6,550個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	614円62銭
1株当たり当期純利益金額	41円86銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	196
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	196
普通株式の期中平均株式数（千株）	4,696
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類（新株予約権の数252,010個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

特別損失の発生について

当社は、平成29年8月24日付で、次期基幹システムの開発中止を決定いたしました。

これに伴い、平成30年3月期においてソフトウェア仮勘定の一部を廃棄することとなったため、固定資産処分損 256百万円を特別損失に計上しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)
該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)
該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預貯金	4,445百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,600百万円
現金及び現金同等物	2,845百万円

2 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(株主資本等関係)
当第3四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
該当事項はありません。

(金融商品関係)
会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは次のとおりであります。

当第3四半期会計期間(平成29年12月31日)

(単位:百万円)

科目	四半期貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	4,445	4,439	△6
(2) 有価証券	1,971	1,971	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

①現金及び預貯金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。一部の預貯金はデリバティブ内包型預金であり、時価の算定は取引金融機関から提示された価格によっております。

②有価証券

時価については、取引所の価格によっております。また、投資信託については、資産運用会社から提示される基準価格によっております。

(有価証券関係)

会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは次のとおりであります。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

当第3四半期会計期間（平成29年12月31日）

(単位：百万円)

種類	取得原価	四半期貸借対照表計上額	差額
公社債	302	300	△1
外国証券	200	200	—
その他	1,467	1,470	2
合計	1,969	1,971	1

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

当社は、損害保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	22円30銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額（百万円）	104
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る四半期純損失金額（百万円）	104
普通株式の期中平均株式数（千株）	4,696
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】
【事業費明細表】

(単位：百万円)

区分		金額
損害調査費・営業費及び一般管理費	人件費	1,720
	給与	(1,244)
	賞与引当金繰入額	(154)
	役員賞与引当金繰入額	(14)
	退職金	(－)
	退職給付費用	(41)
	厚生費	(265)
	物件費	2,391
	減価償却費	(52)
	土地建物機械賃借料	(230)
	営繕費	(1)
	旅費交通費	(97)
	通信費	(187)
	事務費	(237)
	広告費	(490)
	業務委託費	(555)
	諸会費・寄附金・交際費	(42)
	その他物件費	(495)
	税金	86
	拋出金	－
負担金	0	
	計	4,199
	(損害調査費)	(277)
	(営業費及び一般管理費)	(3,921)
諸手数料及び集金費	代理店手数料等	984
	保険仲立人手数料	－
	募集費	－
	集金費	－
	受再保険手数料	－
	出再保険手数料	－
	計	984
事業費合計		5,183

- (注) 1. 金額は当事業年度の損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。
2. その他物件費のうち主なものは、支払手数料、求人費であります。
3. 負担金は、保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金であります。

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物	54	5	—	60	31	5	28
その他の有形固定資産	145	78	55	168	87	31	80
有形固定資産計	200	83	55	228	119	37	109
無形固定資産							
ソフトウェア	220	9	7	222	168	15	54
ソフトウェア仮勘定	3	367	10	360	—	—	360
その他の無形固定資産	0	—	—	0	0	0	0
無形固定資産計	223	377	17	583	168	15	415

- (注) 1. その他の有形固定資産の増加は、主に千葉データセンターの設備によるものであります。
 2. ソフトウェア仮勘定の増加は、主に次期基幹システムの構築によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

借入金等としてはリース債務がありますが、その当事業年度期首及び当事業年度末における金額は当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金					
個別貸倒引当金	5	—	—	—	5
貸倒引当金計	5	—	—	—	5
賞与引当金	144	174	124	19	174
役員賞与引当金	10	16	8	1	16
価格変動準備金	0	0	—	—	1

(注) 1. 賞与引当金の当期減少額(その他)は、引当額と実際支給額の差額であります。

2. 役員賞与引当金の当期減少額(その他)は、引当額と実際支給額の差額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成29年3月31日）における主な資産及び負債の内容は次のとおりです。

①現金及び預貯金

内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	期末残高
現金	0
預貯金	5,113
(普通預金)	(3,463)
(定期預金)	(1,600)
(別段預金)	(49)
計	5,113

②買入金銭債権

該当事項はありません。

③金銭の信託

該当事項はありません。

④有価証券

有価証券の内訳及び異動明細は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当期首 残高	当期 増加額	当期 評価益	当期 減少額	当期 評価損	評価差額	当期 末残高
株式	11	—	—	11	—	—	—
外国証券	—	100	—	—	—	—	100
その他の証券	1	564	—	1	—	19	583
計	13	664	—	13	—	19	683

⑤貸付金

a) 貸付金担保別内訳

貸付金の担保別内訳は次のとおりであります。

区分	当期首残高 (百万円)	構成比 (%)	当期末残高 (百万円)	構成比 (%)
その他	—	—	8	100.00
一般貸付計	—	—	8	100.00
約款貸付	—	—	—	—
合計	—	—	8	100.00
(うち劣後特約付き貸付)	(—)	(—)	(—)	(—)

b) 貸付金業種別内訳

貸付金の業種別内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額
その他 (うち個人住宅・消費者ローン)	— (—)	8 (—)	8 (—)
計	—	8	8
約款貸付	—	—	—
合計	—	8	8

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じております。

⑥その他資産

a) 未収保険料・代理店貸

未収保険料は、元受保険契約の保険料の未収入金で当社直扱のものを示し、代理店貸は、元受保険契約の保険料の未収入金で代理店扱のもの(ただし、代理店手数料を差し引いた正味)を示しております。

平成29年3月31日現在における未収保険料及び代理店貸の種目別の残高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	ペット保険	その他	計
未収保険料	576	—	576
代理店貸	—	—	—
計	576	—	576

$$(注) \text{ 停滞期間} = \frac{\text{未収保険料(計)} + \text{代理店貸(計)}}{\text{月平均保険料(元受保険料 - 諸返戻金 - 代理店手数料)}} = 0.76 \text{ か月}$$

b) 未収金 622百万円

元受保険契約の保険料のうち保険料の収納代行業者に対する債権であります。

c) 仮払金 147百万円

勘定科目未定の支払金及び役務提供前の支払金であり、その主なものは、広告宣伝費の前払額107百万円であります。

⑦保険契約準備金

a) 支払備金 632百万円

当期末において既に発生した又は発生したと認められる損害につき、将来保険契約に基づきてん補するに必要と認められる金額を保険業法第117条、同施行規則第72条及び第73条の規定に基づき積み立てたものであります。

b) 責任準備金 3,969百万円

将来発生することあるべき損害及び異常災害損失のてん補並びに将来支払期日が到来する払戻金及び返戻金等の支払いに充てるなど保険契約上の責任遂行のため、保険業法第116条、同施行規則第70条及び第71条の規定に基づき積み立てたものであります。

c) 営業保険種目別支払備金及び責任準備金明細表

(単位：百万円)

区分	支払備金	責任準備金	(うち異常危険 準備金)	計
ペット保険	632	3,969	(1,356)	4,601
計	632	3,969	(1,356)	4,601

⑧その他負債

a) 仮受金 1百万円

勘定科目未定の受入金及び内入的性質の受入金であって、その主なものは、保険契約開始前に受領した保険料相当額1百万円であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1. 無料 (注)2.
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.ipet-ins.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年 3月31日	—	—	—	株式会社ドリー ムインキュベ ータ 代表取締役 山川 隆義	東京都千 代田区霞 が関三丁 目2-6	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	A種株式 △883,400 普通株式 1,935,158	—	A種株式の 普通株式へ の転換(取 得条項の発 動)
平成28年 3月31日	—	—	—	みずほ証券プリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役 鈴木 亮太	東京都中 央区八重 洲二丁目 4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	B種株式 △350,000 普通株式 766,703	—	B種株式の 普通株式へ の転換(取 得請求権の 行使)
平成28年 3月31日	みずほ証券プリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	アイペット損害 保険従業員持株 会 理事長 中川 裕之	東京都港 区六本木 一丁目8- 7	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名) (注)4	普通株式 55,740	35,673,600 (640) (注)5	所有者の事 情による
平成28年 3月31日	みずほ証券プリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	萩野 研介	神奈川県 鎌倉市	当社の従業 員	普通株式 10,963	7,016,320 (640) (注)5	所有者の事 情による
平成28年 3月31日	—	—	—	明治キャピタル 9号投資事業組 合 業務執行組 合員 安田企業投資株 式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千 代田区麴 町三丁目 3-8	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	A種株式 △15,000 普通株式 32,858	—	A種株式の 普通株式へ の転換(取 得請求権の 行使)
平成29年 3月27日	みずほ証券プリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	双日株式会社 代表取締役社長 佐藤 洋二	東京都千 代田区内 幸町二丁 目1-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名) (注)4	普通株式 234,000	213,642,000 (913) (注)6	所有者の事 情による
平成29年 6月7日	みずほ証券プリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	アイペット損害 保険従業員持株 会 理事長 中川 裕之	東京都港 区六本木 一丁目8- 7	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	普通株式 101,300	96,235,000 (950) (注)5	所有者の事 情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	秋元 康	東京都渋 谷区	当社の事業 支援者	普通株式 47,000	44,650,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	秋元 伸介	東京都千 代田区	当社の事業 支援者	普通株式 23,500	22,325,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	株式会社Y&N Brothers 代表取締役 秋 元 伸介	東京都千 代田区麴 町4-3 -1	当社の取引 先	普通株式 23,500	22,325,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	有岡 正裕	東京都文 京区	当社の役員	普通株式 7,000	6,650,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	河村 陽介	神奈川県 川崎市幸 区	当社の従業 員	普通株式 5,000	4,750,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	中川 裕之	神奈川県 川崎市幸 区	当社の従業 員	普通株式 5,000	4,750,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	山森 康平	東京都新 宿区	当社の従業 員	普通株式 5,000	4,750,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	東谷 徹	埼玉県さ いたま市 南区	当社の従業 員	普通株式 2,500	2,375,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	近藤 哲平	東京都港 区	当社の従業 員	普通株式 2,000	1,900,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	平田 倫広	東京都練 馬区	当社の従業 員	普通株式 1,500	1,425,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	朝井 秀尚	神奈川県 川崎市中 原区	当社の従業 員	普通株式 1,500	1,425,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	湯川 敬介	神奈川県 藤沢市	当社の従業 員	普通株式 1,500	1,425,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	久保 浩規	千葉県市 川市	当社の従業 員	普通株式 1,500	1,425,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	谷地又 健一	東京都大 田区	当社の従業 員	普通株式 1,000	950,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	安部 みゆき	千葉県市 川市	当社の従業 員	普通株式 1,000	950,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシパルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	江頭 伸哉	東京都江 戸川区	当社の従業 員	普通株式 1,000	950,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年 6月7日	みずほ証券ブリ ンシバルインベ ストメント株式 会社 代表取締役社長 鈴木 亮太	東京都中央 区八重洲二 丁目4-1	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	前田 兄太	埼玉県吉 川市	当社の従業 員	普通株式 500	475,000 (950) (注) 5	所有者の事 情による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
5. 移動価格は、類似会社比準法により第三者が算定した価格を基礎として決定しております。
6. 移動価格は、当事者間で協議の上決定した価格であります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成28年3月31日	平成28年5月27日	平成29年2月24日
種類	普通株式	第11回新株予約権(い) (ストックオプション)	第11回新株予約権(ろ) (ストックオプション)
発行数	782,000株	普通株式 227,500株	普通株式 20,500株
発行価格	640円(注)3	640円(注)3	640円(注)3
資本組入額	320円	320円	320円
発行価額の総額	500,480,000円	145,600,000円	13,120,000円
資本組入額の総額	250,240,000円	72,800,000円	6,560,000円
発行方法	第三者割当	平成28年3月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成28年3月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、類似会社比準法により第三者が算定した価格を基礎として決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	640円	640円
行使請求期間	平成30年5月28日から 平成38年3月23日まで	平成31年2月25日から 平成38年3月23日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5. 新株予約権①については、退職により従業員2名8,500株分の権利が、新株予約権②については、退職により従業員1名500株分の権利がそれぞれ喪失しております。

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
YCP Holdings Limited 代表者 石田 裕樹 資本金 40万ドル	International Commerce Center 12F, 1 Austin Road West, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong	グループ企業 に対する経営 支援 PE投資	234,000	149,760,000 (640)	(注) 1
株式会社フォーカスキャピタルマネジメント (注) 5 代表取締役 江村 真人 資本金 100百万円	東京都港区虎ノ門一丁目2-3	プリンシパル 投資事業 ファンド事業 コンサルティング事業	234,000	149,760,000 (640)	(注) 1
株式会社ソウ・ツー 代表取締役社長 増田 宗祿 資本金 100百万円	東京都渋谷区猿楽町14-23	不動産賃貸業 飲食事業 ライフスタイル事業 投資事業	210,000	134,400,000 (640)	(注) 1
山内 宏隆	東京都品川区	会社役員	25,000	16,000,000 (640)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役) (注) 1、2
山村 鉄平	東京都大田区	会社役員	25,000	16,000,000 (640)	特別利害関係者等 (当社の取締役) (注) 1、3
田中 聡	東京都世田谷区	会社役員	25,000	16,000,000 (640)	当社の従業員 (注) 4
工藤 雄太	東京都江東区	会社役員	25,000	16,000,000 (640)	当社の従業員 (注) 4
安田 正	神奈川県横浜市戸塚区	無職	4,000	2,560,000 (640)	当社の元役員

(注) 1. YCP Holdings Limited、株式会社フォーカスキャピタルマネジメント、株式会社ソウ・ツー、山内 宏隆、山村 鉄平、田中 聡及び工藤 雄太は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

2. 山内 宏隆は、平成28年6月7日付で当社代表取締役を退任いたしました。

3. 山村 鉄平は当社の取締役でありましたが、平成28年6月7日付で当社代表取締役に選任されております。

4. 田中 聡及び工藤 雄太は、平成28年6月7日付で当社取締役に選任されております。

5. 「株式会社フォーカスキャピタルマネジメント」は、平成28年4月に「株式会社フォーカス」に商号変更しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
青山 正明	東京都調布市	会社員(注) 1	45,000	28,800,000 (640)	当社の従業員(注) 1
山村 鉄平	東京都大田区	会社役員	26,500	16,960,000 (640)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の取締役) (注) 2
田中 聡	東京都世田谷区	会社役員	26,500	16,960,000 (640)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の取締役)
工藤 雄太	東京都江東区	会社役員	26,500	16,960,000 (640)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の取締役)
前田 兄太	埼玉県吉川市	会社員	7,000	4,480,000 (640)	当社の従業員
鋤柄 雄一	東京都練馬区	会社員	7,000	4,480,000 (640)	当社の従業員
重松 潤	福岡県春日市	会社員	7,000	4,480,000 (640)	当社の従業員
福岡 真樹	広島県福山市	会社員	7,000	4,480,000 (640)	当社の従業員
長森 諭志	東京都足立区	会社員	7,000	4,480,000 (640)	当社の従業員
河西 正人	愛知県名古屋市中 大宮区	会社員	7,000	4,480,000 (640)	当社の従業員
墓田 亜希彦	青森県青森市	会社員	5,000	3,200,000 (640)	当社の従業員
國方 祐樹	大阪府豊中市	会社員	5,000	3,200,000 (640)	当社の従業員
原 広成	埼玉県さいたま市 岩槻区	会社員	5,000	3,200,000 (640)	当社の従業員
河村 陽介	神奈川県川崎市幸 区	会社員	4,000	2,560,000 (640)	当社の従業員
大場 雅人	東京都江東区	会社員	3,000	1,920,000 (640)	当社の従業員
山森 康平	東京都新宿区	会社員	3,000	1,920,000 (640)	当社の従業員
永井 隆明	富山県富山市	会社員	2,500	1,600,000 (640)	当社の従業員
安部 みゆき	大阪府大阪市都島 区	会社員	2,500	1,600,000 (640)	当社の従業員
中川 裕之	神奈川県川崎市幸 区	会社員	2,500	1,600,000 (640)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
土本 剛嗣	東京都新宿区	会社員	2,500	1,600,000 (640)	当社の従業員
久保 浩規	千葉県市川市	会社員	2,000	1,280,000 (640)	当社の従業員
坂本 伸太郎	東京都中央区	会社員	2,000	1,280,000 (640)	当社の従業員
雨宮 士朗	東京都豊島区	会社員	2,000	1,280,000 (640)	当社の従業員
橋本 敦	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	1,500	960,000 (640)	当社の従業員
吉田 孝司	神奈川県逗子市	会社員	1,500	960,000 (640)	当社の従業員
吉見 成人	東京都世田谷区	会社員	1,500	960,000 (640)	当社の従業員
辻 秀紀	東京都世田谷区	会社員	1,500	960,000 (640)	当社の従業員
長田 健一	東京都目黒区	会社員	1,500	960,000 (640)	当社の従業員

- (注) 1. 青山 正明は当社の従業員でありましたが、平成28年6月7日付で当社の取締役を選任されたため、特別利害関係者等(当社の取締役)となっております。
2. 山村 鉄平は当社の取締役でありましたが、平成28年6月7日付で当社の代表取締役となっております。
3. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
4. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である当社の従業員(特別利害関係者等を除く)4名、割当株式の総数4,000株に関する記載は省略しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
有岡 正裕	東京都文京区	会社役員	5,500	3,520,000 (640)	特別利害関係者等(当社の取締役)
谷地又 健一	東京都大田区	会社員	2,000	1,280,000 (640)	当社の従業員
東谷 徹	埼玉県さいたま市南区	会社員	2,000	1,280,000 (640)	当社の従業員
華垣 憲	埼玉県戸田市	会社員	2,000	1,280,000 (640)	当社の従業員
雨宮 士朗	東京都豊島区	会社員	1,500	960,000 (640)	当社の従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である当社の従業員(特別利害関係者等を除く)12名、割当株式の総数7,000株に関する記載は省略しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ドリームインキュベータ(注)1	東京都千代田区霞が関三丁目2-6	3,034,002	61.43
みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社(注)1	東京都千代田区神田駿河台二丁目5-1	234,700	4.75
YCP Holdings Limited(注)1	Room 1501, 15/F, The Center, 99 Queen's Road Central, Central, Hong Kong	234,000	4.74
株式会社フォーカス(注)1	東京都港区虎ノ門一丁目2-3	234,000	4.74
双日株式会社(注)1	東京都千代田区内幸町二丁目1-1	234,000	4.74
株式会社ソウ・ツー(注)1	東京都渋谷区猿樂町14-23	210,000	4.25
アイペット損害保険従業員持株会(注)1	東京都港区六本木一丁目8-7	157,040	3.18
山村 鉄平(注)1、2	東京都大田区	51,500 (26,500)	1.04 (0.54)
工藤 雄太(注)1、3	東京都江東区	51,500 (26,500)	1.04 (0.54)
田中 聡(注)1、3	東京都世田谷区	51,500 (26,500)	1.04 (0.54)
秋元 康(注)1	東京都渋谷区	47,000	0.95
青山 正明(注)3	東京都調布市	45,000 (45,000)	0.91 (0.91)
明治キャピタル9号投資事業組合(注)1	東京都千代田区麹町三丁目3-8	32,858	0.67
山内 宏隆(注)1	東京都品川区	25,000	0.51
白石 哲也	東京都渋谷区	24,600	0.50
秋元 伸介	東京都千代田区	23,500	0.48
株式会社Y&N Brothers	東京都千代田区麹町4-3-1	23,500	0.48
有岡 正裕(注)3	東京都文京区	12,500 (5,500)	0.25 (0.11)
萩野 研介	神奈川県鎌倉市	10,963	0.22
タキオン野心満々投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋二丁目16-13	10,000	0.20
河村 陽介(注)4	神奈川県川崎市幸区	9,000 (4,000)	0.18 (0.08)
株式会社セプテーニ・ホールディングス	東京都新宿区西新宿八丁目17-1	8,000	0.16
中川 裕之(注)4	神奈川県川崎市幸区	8,000 (3,000)	0.16 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
山森 康平(注) 4	東京都新宿区	8,000 (3,000)	0.16 (0.06)
前田 兄太(注) 4	埼玉県吉川市	7,700 (7,200)	0.16 (0.15)
河西 正人(注) 4	愛知県名古屋市大宮区	7,560 (7,360)	0.15 (0.15)
長森 諭志(注) 4	東京都足立区	7,380 (7,380)	0.15 (0.15)
福岡 真樹(注) 4	青森県青森市	7,330 (7,330)	0.15 (0.15)
重松 潤(注) 4	福岡県春日市	7,000 (7,000)	0.14 (0.14)
鋤柄 雄一(注) 4	東京都練馬区	7,000 (7,000)	0.14 (0.14)
株式会社栄光	東京都千代田区富士見三丁目 11-11	6,000	0.12
原 広成(注) 4	埼玉県さいたま市岩槻区	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
墓田 亜希彦(注) 4	青森県青森市	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
國方 祐樹(注) 4	大阪府豊中市	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
東谷 徹(注) 4	埼玉県さいたま市南区	4,500 (2,000)	0.09 (0.04)
安田 正	神奈川県横浜市戸塚区	4,219	0.09
株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区道玄坂一丁目12-1	4,000	0.08
GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1	4,000	0.08
有限会社ケイ・ガレージ	東京都渋谷区大山町18-7	4,000	0.08
久保 浩規(注) 4	千葉県市川市	3,500 (2,000)	0.07 (0.04)
安部 みゆき(注) 4	千葉県市川市	3,500 (2,500)	0.07 (0.05)
雨宮 士朗(注) 4	東京都豊島区	3,500 (3,500)	0.07 (0.07)
近藤 哲平(注) 4	東京都港区	3,000 (1,000)	0.06 (0.02)
谷地又 健一(注) 4	東京都大田区	3,000 (2,000)	0.06 (0.04)
大場 雅人(注) 4	東京都江東区	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
平田 倫広(注) 4	東京都練馬区	2,500 (1,000)	0.05 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
永井 隆明(注) 4	富山県富山市	2,500 (2,500)	0.05 (0.05)
土本 剛嗣(注) 4	東京都品川区	2,500 (2,500)	0.05 (0.05)
株式会社C Eホールディングス	北海道札幌市白石区平和通十五丁目北1-21	2,000	0.04
株式会社フォーバル	東京都渋谷区神宮前五丁目52-2	2,000	0.04
湯川 敬介(注) 4	神奈川県藤沢市	2,000 (500)	0.04 (0.01)
華垣 憲(注) 4	埼玉県戸田市	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
坂本 伸太郎(注) 4	東京都中央区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
その他59名		35,875 (16,490)	0.73 (0.33)
計	—	4,938,727 (241,260)	100.00 (4.89)

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

4. 当社の従業員

5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月16日

アイペット損害保険株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 浩一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴨 下 裕 嗣

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイペット損害保険株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイペット損害保険株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月16日

アイペット損害保険株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 浩一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴨 下 裕 嗣

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイペット損害保険株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイペット損害保険株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年3月16日

アイペット損害保険株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鴨 下 裕 嗣
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイペット損害保険株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第14期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アイペット損害保険株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

